

第3期障がい者福祉長期行動計画進捗状況表 (令和2年度)

筑紫野市

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
1.障がいを理由とした差別の解消の推進	日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた講演会、広報等の啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項に基づき、合理的配慮を求められた場合や差別を受けた場合に適切な対応ができるよう市職員に向けた研修等を実施し、対応します。また、すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう権利擁護の推進に努めます。	①ホームページや広報等を活用した啓発の充実	「広報ちくしの人権問題特集号」（12月）により、「人権尊重のまちづくり」を推進し、市民の人権意識を高める取り組みを行っている。	1回	1回	100%	継続する	教育政策課	○	
		②精神障がいに関する理解の推進	○精神障がいに関する講座・講演会への参加、周知 ○精神障がい者地域支援関係会議への参加	—	—	—	福岡県や団体等が主催する精神障がいに関する講座・講演会への参加・周知を行い、職員及び市民の理解の推進を図る。会議については、引き続き参加を継続する。	生活福祉課	○	
		③「身体障害者補助犬法」に伴う盲導犬、介助犬等に関する啓発の推進	○「ほじょ犬」マークに関するリーフレットの配布 ○「身体障害者補助犬法」に関する周知活動	—	—	—	引き続き庁内での配布や窓口でのリーフレット掲示、広報誌への啓発文掲載等により、庁内及び市民の「身体障がい者補助犬」への認知度向上を図る。	生活福祉課	○	
		④障がいのある人の人権にかかわる啓発の推進	啓発冊子「人権作文集くさび」（2月）を発行し、「人権尊重のまちづくり」を推進し、市民の人権意識を高める取り組みを行っている。	1回	1回	100%	継続する	教育政策課	○	
			広報誌への掲載（障害者差別解消法や障害者週間（12月）等について広報誌に記事を掲載し、障がいのある人の人権に関わる啓発を行う。）	1回	1回	100%	広報誌による啓発を実施し、継続する	生活福祉課	○	
		⑤人権尊重の意識の高揚	人権意識の高揚に向けて、人権擁護委員と連携しながら、市内の小学校（3年生）を対象にした「人権の花運動」を実施する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により、実施を中止している。	対象数 1校	実施数 0校	0%	今後も継続していく。	人権政策・男女共同参画課	△	
			職員研修の実施 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施していない。	2回	0回	100%	引き続き、職員研修において障がいのある人の人権について啓発を行い、意識の高揚につなげる。	生活福祉課	△	
		⑥障がいのある人に対する差別等の禁止（新規）	実施なし	—	—	—		人権政策・男女共同参画課	—	
			障がいのある人に対する差別についての相談受付、障害者差別解消支援地域協議会及び筑紫地区地域自立支援協議会（権利擁護部会）において事例検討や情報共有を行う。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減っている。	会議7回	会議5回	71%	継続する	生活福祉課	○	
		⑦合理的配慮の促進（新規）	各課の回答は【全課1-1-7】シートを確認ください。					全課		

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
2.交流活動の推進	市や地域において開催される講座や各種行事、スポーツ大会等において障がいのある人もない人も気軽に参加できるよう、情報提供等必要な施策を推進します。 また、障がい者施設や障がい者福祉団体などが行う交流事業や学校教育における体験交流、地域と関係団体や障がいのある人の交流など交流機会の拡充に努めます。	①障がいのある人の自立と社会参加等を支援する各種行事やスポーツなどのイベント開催の周知	実施なし	—	—	—		生涯学習課	—	
			療育キャンプ、障がい者スポーツ大会等の周知・参加受付 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施していない。	—	—	—	担当窓口での周知を図っているが、今後は広報誌等を活用し、より広く周知を図る。	生活福祉課	△	
		②ゆっくりフェスタの充実	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 前年度 実行委員会を開催した際には各障がい者福祉団体等の代表者と活発な意見交換を行っている。 障がいのある人に積極的にフェスタに参加してもらうことにより、地域との交流につなげている。（平成16年度から「カミリーヤフェスタ」と同時開催している。） 成果指標：イベントに参加した障がい者数	100人	0人	0%	周知方法の工夫及び内容の充実を図っていくことで来場者を増やし、さらなる地域との交流を目指していく。 また、今後は市民だけでなく、障がい者及びその家族にも多く来場してもらえるように、周知方法やイベント企画内容などの見直しを検討する必要がある。	生活福祉課 （地域福祉担当）	△	
		③講座や各種行事、スポーツ大会等に参加交流できる場づくり	各課の回答は【全課1-2-3】シートを確認ください。					全課		
		④特別支援学校と小学校、中学校との居住地校交流等の推進	特別支援学校に在籍している生徒の居住地校の生徒との交流を促進している。 （市内公立小学校11校、中学校5校）	16校	16校	100%	今後とも、交流について促進していく。	学校教育課	○	
		⑤学校教育における体験交流を含めた福祉教育の推進	障がいに対する理解やコミュニケーションの方法などについて理解させるため、障がいのある児童生徒との交流を促進している。 （市内公立小学校11校、中学校5校）	16校	16校	100%	今後とも、交流について促進していく。	学校教育課	○	
		⑥社会福祉協議会や障がい者団体等が行う交流事業の支援	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 前年度 市、障がい者団体、福祉施設等の代表者で組織される実行委員会（筑紫野市カミリーヤフェスティバル実行委員会）で、フェスティバルの内容（バザー、ステージ発表等）を検討し、実施する。 成果指標：イベント来場者数	2,500人	0人	0%	カミリーヤフェスティバルは市のイベントとして定着しており、一定の来場者数が見込めることから、フェスティバルの開催に障がい者が積極的に関わることによって、障がい者にとっての社会参加の場、市民への障がい者に対する理解を深めることができる場となっている。 今後は市民だけでなく、障がい者及びその家族にも多く来場してもらえるように、周知方法やイベント企画内容などの見直しを検討する必要がある。	生活福祉課 （地域福祉担当）	△	
		⑦福祉施設等と地域住民との相互理解を深める利用者との交流機会の促進	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 前年度 市、障がい者団体、福祉施設等の代表者で組織される実行委員会（筑紫野市カミリーヤフェスティバル実行委員会）で、フェスティバルの内容（バザー、ステージ発表等）を検討し、実施する。 成果指標：イベント来場者数	2,500人	0人	0%	カミリーヤフェスティバルは市のイベントとして定着しており、一定の来場者数が見込めることから、フェスティバルの開催に障がい者が積極的に関わることによって、障がい者にとっての社会参加の場、市民への障がい者に対する理解を深めることができる場となっている。 今後は市民だけでなく、障がい者及びその家族にも多く来場してもらえるように、周知方法やイベント企画内容などの見直しを検討する必要がある。	生活福祉課 （地域福祉担当）	△	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
3.福祉教育の充実	子どもの頃からの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、障がいへの理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ります。 体験交流の促進やハンディキャップ体験、手話講座等学びの機会を提供することで、子どもから大人まで、すべての市民が、障がいに対する理解を深められる取り組みを推進します。	⑧『ほほえみタウン』開放による交流機会の促進	実施なし	—	—	—		生活福祉課（地域福祉担当）	—	
		⑨公立保育所の保育交流における障がい児と保育園児との交流や、保護者との交流の機会づくり及び推進	・保育所地域事業活動（保育交流） 毎週水曜日に就学前の乳幼児とその保護者を対象に保育所を開放して子育て支援をおこなっている。（公立保育所：4か所） コロナウイルス感染症予防で令和元年度末より休止。	4か所	0か所	0%	障がいの有無に関わらず保育交流に参加するところで、共に過ごす楽しさを感じてもらったり、子育ての悩み相談の機会を提供。	子育て支援課（保育所）	△	
		①体験学習や福祉教育活動を通した福祉ボランティア等の育成	実施なし	—	—	—		生涯学習課	—	
			福祉ボランティア団体等に対して筑紫野市社会福祉協議会が赤い羽根共同募金の配分金を配分することで活動を支援している。 市職員は赤い羽根共同募金の街頭募金運動に参加したり、職場で募金に協力したりしている。	—	—	—	今後も筑紫野市社会福祉協議会と連携し、支援していく。	生活福祉課（地域福祉担当）	○	
		②学校教育における体験学習や交流を通した普及啓発等による「心のバリアフリー」の推進	教師や児童生徒が障がいのある児童生徒の特性を理解するために、障害者差別解消法の啓発をはじめとした障がいへの理解や共生のための教育を行っている。	16校	16校	100%	今後とも各学校において、障がいへの理解を求める啓発教育を進めていく。	学校教育課	○	
		③手話講習や点字教室などの支援	手話奉仕員養成講座の実施（入門編・基礎編） 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施していない。	—	受講生- 名 修了者- 名	—	引き続き、手話奉仕員養成講座の実施を行う。	生活福祉課	△	
		④「ちくしの福祉村」公開講座や各種講座等の支援	新型コロナウイルス感染症の影響により「ちくしの福祉村」公開講座は開催できなかった。ただし、事前に参加者を把握し参加者数を50人以下として講座（学習会）を2回開催した。	6回	2回	33%	引き続き支援を行っていく。 成果指標：公開講座開催数	生活福祉課（地域福祉担当）	△	
		⑤人権問題等を学習する機会の推進	社会科学習カリキュラムに則った人権学習の授業で市職員がゲストティーチャーとして学校に出向き、市の人権施策等について授業を行っている。 令和2年度については、新型コロナの影響により、ゲストティーチャーを招いての授業実施ができない状況となった。	—	—	—	今後も継続する	教育政策課	△	
		⑥人権教育による一人ひとりの人間像を育てる学習や講座の実施	実施なし	—	—	—		生活福祉課	—	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
4.重層的な支援体制の構築	身近な相談相手である地域や障がい者団体等の関係機関の活動を支援することで、相談がしやすい環境の整備を図ります。 ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障がい者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。	①地域における見守り活動機能の強化	・災害時要援護者制度の啓発 ・見守り体制の維持・構築を目的とした必要な情報の提供 ・地域住民や関係機関・団体等との連携強化	見守り協力業者数 14社	見守り協力業者数 10社	71%	見守り協力事業者との協定締結の増に努める他、締結企業に関する体制や通報件数等の現状把握を行い、連携がより強いものとなるよう努めていく。 行政区や民生委員児童委員協議会との情報交換については、継続するとともに定期的に行われる地域等を増やしていく。 ※活動によって回数や頻度が違うので、回数や人数は記載していない。	高齢者支援課	○
			新型コロナウイルス感染症の影響により4・5・8・2月は定例会を開催できなかった。 普段から見守り活動を行っている民生委員・児童委員に対して必要な情報を随時提供したり、希望があれば職員を派遣して研修を行ったりすることにより、資質の向上に寄与している。 成果指標：定例会開催数	12回	8回	67%	今後も継続して支援していく。	生活福祉課 （地域福祉担当）	○
		②地域住民をはじめ関係機関や地域の団体が連携し、共助に基づいた地域福祉活動の促進	地域の見守り活動事業（認知症声かけ訓練に関する協議等）への参加 筑紫南及び御笠コミュニティ運営協議会、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの連携により地域活動情報や相談窓口等を掲載した情報誌（紙）を作成・配付	－	2地域コミュニティ	－	各地域コミュニティの実情や特色、主体性を大切にしながら、より効果的な訓練のやり方や地域での支え合い体制と一緒に検討し助言していく。	高齢者支援課	○
			各コミュニティ運営協議会に設置された福祉に関わる事業を行う部会との連携	部会数 7	部会数 7	100%	各コミュニティの福祉関係部会と担当レベルでの調整を行い、市との連携が可能な事業を検討していく。	コミュニティ推進課	○
			地域から希望があった場合には、出前講座に行き、共助の意識を啓発している。 成果指標：出前講座実施数	3回	1回	33%	今後も継続して出前講座を行う。また、出前講座があるということ自体の周知を徹底していく。	生活福祉課 （地域福祉担当）	△
		③市民活動団体等への支援	各コミュニティ運営協議会福祉関係部会に所属している福祉団体への支援	福祉団体数 19	福祉団体数 19	100%	各コミュニティ運営協議会での活動を通して地域との協働の体制を整えていく。	コミュニティ推進課	○
			市内において、障がい者支援の福祉活動を行うものに対して、活動の場の確保を目的として賃貸借契約による借家は5万円を限度として家賃の半額を、敷金については10万円を限度として半額の助成を行う。 成果指標：家賃補助団体数	4団体	4団体	100%	平成25年4月施行の障害者総合支援法により、障がい者の社会参加の促進が以前にも増して求められている。 今後も継続して事業を行う。	生活福祉課 （地域福祉担当）	○
		④障がい者団体等の活動の充実や支援	障がい者団体等との連携や、活動の支援を行う	－	－	－	引き続き、障がい者団体等との連携や、活動の支援を行う	生活福祉課	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
5.小地域福祉活動の推進	地域で暮らす全ての人々が、住みながら地域で安心して暮らし続けるための住みよい環境づくり等の地域の生活課題や福祉課題を共有し解決できる仕組みづくりをめざします。共生社会の実現に向けて、地域住民や社会福祉協議会、事業所等と連携し、身近な地域で支え合う生活支援ネットワークの構築を支援します。	①学習の機会として図書館、コミュニティセンターや福祉関連団体等が行う障がいに関する講座等における福祉教育の推進	実施なし	—	—	—		健康推進課	—	
			実施なし	—	—	—		生涯学習課	—	
			新型コロナウイルス感染症の影響により「ちくしの福祉村」公開講座は開催できなかった。 成果指標：障がいに関する講座数	1回	0回	0%	引き続き、障がいに関する内容の講座を行うよう支援していく。	生活福祉課（地域福祉担当）	△	
			障がいに対する講座の実施なし	100	0	0%	読書や歴史、文化に関する講座を中心に行っているため、福祉関係講座を行うまでに至っていない。	文化・スポーツ振興課	△	
		②福祉ボランティア団体の育成、研修等の充実及びボランティア活動団体の支援	ボランティアバンク事業の実施 ボランティア団体のコーディネート・派遣・紹介を委託業務にて行うことにより、ボランティアによるまちづくりを目指している。	—	—	—	生涯学習ボランティアの種別に福祉分野の支援も含まれているが、施設職員を対象としたボランティア講習会を実施するなど、指導者としての資質の向上への取り組みを検討したい。	生涯学習課	○	
			福祉ボランティア団体が活動する場として、二日市コミュニティセンターにあるボランティア室の使用を許可している。 また障がい者を支援している福祉ボランティア団体が活動している一般の賃貸物件の家賃補助（月額5万円が限度）を行っている。	ボラ室 2団体 家賃 4団体	ボラ室 2団体 家賃 4団体	100%	特別な事情がない限りは、今後も使用を許可していく。 成果指標：ボランティア室使用団体数 家賃補助団体数	生活福祉課（地域福祉担当）	○	
		③「ふれあいいきいきサロン」活動への支援	地域包括支援センター職員がサロン等、地域の集いの場に出向き、健康づくりについての講話や地域の情報収集を行った。 併せて、市は音楽療法の講師派遣事業を行い、介護予防の面からサロンの支援を行った。	—	97件 （包括で行う活動支援の総件数）	—	介護予防の推進に関わる関係団体等で、会議等を通じて、方針や各団体の取り組みを共有しながら、連携に努め、事業を継続していく。	高齢者支援課	○	
			実施なし	—	—	—		生涯学習課	—	
			筑紫野市社会福祉協議会が実施している「ふれあいいきいきサロン事業」に対して、補助金を交付することで支援している。	—	—	—	事業内容を精査し、問題がなければ今後も継続して支援していく。	生活福祉課（地域福祉担当）	○	
		④小地域福祉活動の推進及び支援	高齢者や障がい者などの自力で避難することが難しい方を災害から守り、地域で支えるための災害時等要援護者支援制度に関する出前講座を行っている。 成果指標：出前講座実施数	3回	1回	33%	今後も継続して出前講座を行う。また、出前講座があるということ自体の周知を徹底していく。	生活福祉課（地域福祉担当）	△	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進～福祉サービスの充実～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
1.情報提供手段の整備・相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいの特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介護、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。	①「すこやかライフガイドブック」の充実及び障がい者福祉制度の周知	「すこやかライフガイドブック」の作成及び、生活福祉課及び関係課への配布による障がい者福祉制度の周知	—	発行部数500部	—	引き続き、事業を継続する	生活福祉課	○	
		②障がいの特性に応じた情報提供手段の充実	手話通訳の派遣や、筆記ボードの活用、わかりやすい文書の作成	—	通訳派遣345件	—	引き続き、事業を継続する	生活福祉課	○	
		③市が実施している行政相談業務の充実	就学前児童の保護者との就学相談の情報を広報し、相談を実施している	R2目標200件	R2実績250件	125%	今後も福祉関係機関や、学校、幼稚園、保育所などと連携し、相談者の掘り下げや、個々の相談に対応していく	学校教育課	○	
			健康相談の窓口として健康の維持増進に関する個別の支援を行う	—	電話107件 来庁8件	—	引き続き事業を継続する	健康推進課	○	
			高齢者無料法律相談（月2回）	—	36件	—	関係課と連携を図りながら事業推進に努めていきたい。	高齢者支援課	○	
			家庭児童相談業務 家庭児童相談室において、相談員3名体制で家庭内における相談に対応している。 令和2年度相談件数 3,651件（関係機関との連携数含む。延べ件数）	—	3,651件	—	障がいの有無に関わらず、家庭内における相談に対応しており、必要に応じて他機関につなぐ等の対応をしている。引き続き、関係機関との連携強化を図る。	子育て支援課	○	
			窓口や電話での障がいに関する相談受付の実施。 必要であれば、病院や福祉サービス事業所、他課と連携した対応を行う。	—	相談件数2,894件 （ケース記録分のみ）	—	引き続き、事業を継続する	生活福祉課	○	
			ホームページ等で、相談窓口の周知	—	—	—	引き続き、事業を継続する	商工観光課	○	
			市広報及びHPでの周知を行っている。また、希望される方には臨時受付を行っている。 ①無料法律相談（定員月20名） ②行政相談（月1回実施）	—	①年間182名 ②年間5件	—	引き続き、事業を継続する	総務課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進～福祉サービスの充実～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
		④障がいのある人等からの相談支援、情報提供や助言等を行い、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助等を実施	学校だけでなく、幼稚園、保育所、子ども療育相談室などと連携し、市の支援制度だけでなく県の相談事業等、必要な情報の提供を進めている。	—	—	—	障がいのある児童生徒への対応については、制度の変遷に伴い年々細やかな対応が求められており、今後とも必要な情報について、各関連機関と連携しながら提供を行っていく。	学校教育課	○	
			○健康相談 ○窓口に「耳マーク表示板」を設置している ○資料作成の際には、絵や写真を使用し分かりやすくしている	—	電話107件 来庁8件	—	引き続き事業を継続する	健康推進課	○	
			ユニバーサルデザインフォントを採用したパンフレット類（介護保険制度ガイドブック、認知症ガイドブック）の発行	—	—	—	継続して実施する。今後はその他の通知内容に範囲を広げたり、障がい者の特性に応じた提供方法を行ったりすることについて検討する。	高齢者支援課	○	
			障がいの有無に関わらず、家庭内における相談に対応しており、必要に応じて他機関につなぐ等の対応をしている。 ・家庭児童相談業務 家庭児童相談室において、相談員3名体制で家庭内における相談に対応している。 ・筑紫野市子ども条例 平成23年4月に「筑紫野市子ども条例」を施行。子どもの権利として、「生きる権利」「育つ権利」「参加する権利」「守られる権利」を明記し、同条例第17条には、「子どもの権利救済委員」（2名、非常勤）の設置を規定している。子どもの権利を守るための「子どもの権利救済委員」を設置している。	—	—	—	引き続き、制度の周知を図るための啓発に努める。	子育て支援課	○	
			ホームページ等で、相談窓口の周知を行う	—	—	—	引き続き事業を継続する	商工観光課	○	
			人権擁護委員が行う人権相談の会場準備を行う。	対応すべき会場数10	対応数10	100%	さらなる周知が必要である	人権政策・男女共同参画課	○	
			関係機関と連携した相談支援、情報提供ができる体制の構築窓口や電話で障がいのある人等からの相談を受け、その方にとって必要な機関と連携をとり包括的に情報提供を行うことにより、権利擁護のための必要な援助を実施する。また、権利擁護部会やネットワーク会議等の支援体制を確保、活用する。	—	—	—	引き続き事業を継続する	生活福祉課	○	
		⑤知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が地域で安心して自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の広報啓発の実施	ホームページでの周知、後見制度利用にかかる相談者へはパンフレット配布と説明を随時行っている。また、地域包括支援センター社会福祉士職能会では健康学級を通して成年後見制度の周知啓発を実施した。	—	—	—	地域いきいきサロンやシニアクラブなど関係団体と協力しながら周知・啓発に努めていきたい。	高齢者支援課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進～福祉サービスの充実～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
			専門的な知識を持った市内の特定非営利活動法人に委託して常時市民からの相談に応じてもらっている。 また、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族等が、成年後見制度等について気軽に相談できるよう市民相談会を年5回実施している。	5回	5回	100%	近年の相談件数の増加に伴い、平成30年度から相談会を年5回実施に増やした。 今後も周知を徹底していく。 成果指標：相談会開催回数	生活福祉課 （地域福祉担当）	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進～福祉サービスの充実～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
2.在宅福祉サービスの充実	在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。 日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。	①訪問系サービスの充実	障がい者及び障がい児に必要な障がい福祉サービスの給付の実施（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援） 障がい状況や家庭環境、意欲・能力に応じた障がい福祉サービスを提供するため、指定計画相談支援事業者やその他の関係機関と連携をとり、自立した地域生活を送れるよう支援を行う。	－	平均 172.15 人/月	－	事業者によるモニタリングを通して、サービス継続の必要性やニーズの変化などを随時確認し、個々に必要なサービスの提供に努める。 引き続き事業を継続する。	生活福祉課	○	
		②日中活動系サービスの充実	障がい者及び障がい児に必要な障がい福祉サービスの給付の実施（短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） 障がい状況や家庭環境、意欲・能力に応じた障がい福祉サービスを提供するため、指定計画相談支援事業者やその他の関係機関と連携をとり、自立した地域生活を送れるよう支援を行う。	－	平均 552.92 人/月	－	事業者によるモニタリングを通して、サービス継続の必要性やニーズの変化などを随時確認し、個々に必要なサービスの提供に努める。 引き続き事業を継続する。	生活福祉課	○	
		③福祉に関する総合的な相談機能の充実	関係各課、障がい福祉関係事業所、病院、障がい者団体等と連携し、相談支援を行う。また、自立支援協議会やネットワーク会議、ケース会議等に参加し、総合的・包括的な相談機能を充実させる。	－	－	－	引き続き事業を継続する	生活福祉課	○	
		④地域包括支援センターにおける専門的な指導、助言等や相談機能の強化	市内4箇所の地域包括支援センターにより、高齢者を中心とした総合的な相談場所として、様々な相談に対応している。また、職員の資質向上のためにも定期的な研修等の参加を促した。 《地域包括支援センターへの令和2年度相談件数》 ①介護保険その他保健福祉サービスに関すること11,872件 ②上記①のうち、権利擁護に関すること161件 ③上記①のうち、高齢者虐待に関すること400件	－	相談件数 11,872件	－	今後も地域包括支援センターの周知を高めていくとともに、地域の関係団体等との連携や情報共有を進める。	高齢者支援課	○	
		⑤関係機関と連携し、訪問相談援助の充実	指定計画相談支援事業所等の関係機関による訪問相談体制の確保、充実を図ることにより、円滑にサービスを利用できるように支援や調整を行う。また、本人の状況確認のため必要であれば市職員やその他の関係機関と連携して随時訪問相談援助を行う。	－	計画相談 利用 153.75 人/月	－	引き続き事業を継続する	生活福祉課	○	
		⑥在宅の障がいのある人へのサービスの周知及び情報提供の充実	窓口や電話において本人又は家族に対してサービスの周知及び情報提供を行う。また、来庁や電話相談が難しい方については自宅訪問を行い、「すこやかライフガイドブック」等を活用した情報提供に努める。	－	－	－	引き続き事業を継続する	生活福祉課	○	
		⑦日常生活自立支援事業及び成年後見制度の広報、啓発の推進	特定非営利活動法人に委託して常時市民からの相談に応じてもらっている。 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族等が、成年後見制度について気軽に相談できるよう市民相談会を年5回実施している。 その他、通年で成年後見に関する相談があっている。	5回	5回	100%	今後、高齢化社会がますます進む中で財産保護を目的とした相談会は必要である。 成果指標：相談会開催回数	生活福祉課 （地域福祉担当）	○	
		⑧身体障がい者、知的障がい者や聴覚障がい者の相談員等の支援	身体障がい者相談員4名、知的障がい者相談員2名を設置。年に1回、県の主催する相談員向けの研修会に参加している。 聴覚障がい者相談員2名を設置し、週に1回相談日を設け、聴覚障がいの方からの相談に応じている。	－	相談件数 188件	－	身近で生活に関連した相談内容が多く、今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		⑨障がいのある人の幅広い相談に対応できる専門的な相談体制の充実	○関係各課、障がい福祉関係事業所、病院、障がい者団体等の様々な専門機関と連携し、相談体制を整える。 ○自立支援協議会やネットワーク会議など各団体が集まった場においてケース会議等を行い、それぞれの専門的見地から意見を聴取し、幅広い相談に対応する。	－	－	－	引き続き事業を継続する	生活福祉課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進～福祉サービスの充実～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
		⑩地域の関係団体、関係機関が連携した相談支援機能の強化	学校、家庭、地域に加え福祉や医療機関、専門の相談機関等と連携し、支援体制を形成するよう努めている。（福岡県特別支援教育推進プランの実施）	－	－	－	児童生徒の個別の支援、教育指導計画を基本に、学校、家庭、地域と連携し、各専門機関を交えた相談体制の強化を図っていく。	学校教育課	○
			健康相談	－	電話107件 来庁8件	－	引き続き事業を継続する	健康推進課	○
			①各民生委員児童委員協議会には必ず年1回以上、該当の地域包括支援センターが参加。 ②地域サロンや介護予防に資する取り組みを通じて、民生委員や福祉委員、運動サポーター等と連携を図る他、地域包括支援センターの重要業務の1つである高齢者の実態把握活動は当行政区の民生委員と連携し行った。 ③各コミュニティ運営協議会や団体の要望に応じ、民生委員等をはじめ福祉に関わる市民に対して地域包括ケアシステムや介護保険制度の講話等を行い、支援機能の強化に努めた。	－	②民生委員等からの実態把握訪問件数60件、 ③講話等14回	－	継続して実施する。 今後、支え合いの地域づくりを進めていくため、各コミュニティ運営協議会や地域団体からの要望に応じ、継続して地域包括ケアシステムに関する学習会を計画していく。	高齢者支援課	○
			家庭児童相談業務 家庭児童相談室において、相談員3名体制で家庭内における相談に対応している。 令和2年度相談件数 3,651件（関係機関との連携数含む。延べ件数）	－	3,651件	－	障がいの有無に関わらず、家庭愛における相談に対応しており、必要に応じて他機関につなぐ等の対応をしている。引き続き、関係機関との連携強化を図る。	子育て支援課	○
			地域の関係団体、関係機関が集まった自立支援協議会やネットワーク会議を活用し、地域ならではの課題について身近な地域の各関係団体と連携して検証を行い、解決策を模索する。	－	ネットワーク会議4回	－	引き続き事業を継続する	生活福祉課	○
		⑪聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのための点字や手話、要約筆記などの普及の推進	○筑紫野市手話の会等の関係団体と連携し、手話通訳者派遣事業を実施し、事業の周知に努める。 ○手話奉仕員養成講座の実施・周知	－	－	－	手話に対する理解の向上と普及のため手話奉仕員養成講座を実施しているが、手話通訳者の新たな担い手が確保できず、課題である。 点字・要約筆記の具体的な普及推進は行っており、今後の課題。	生活福祉課	○
		⑫手話通訳者派遣事業の推進及び手話通訳者の窓口配置	○市役所での各種申請手続きや相談等における意思疎通のための手話通訳や、登録手話通訳者の派遣調整を主たる業務として、専任手話通訳者2名を生活福祉課に設置。 ○登録手話通訳者派遣（筑紫野市手話の会20名）により、病院・学校・家庭・職場・市役所等へ外向き手話通訳を行っている。また、緊急時は消防・警察を通して派遣依頼がある。 ○手話通訳の技術向上、身体状態の維持のため、研修会への参加、けいけん腕検診の実施	－	派遣件数345件	－	引き続き事業を継続する	生活福祉課	○
		⑬公共施設での「耳マーク表示板」設置の推進	各課の回答は【全課2-2-13】シートを確認ください。					全課	
		⑭日常生活用具の給付及び購入に要する費用の助成	日常生活用具費の支給により、日常生活の便宜を図り、自立した日常生活を営むことができるように支援している。	－	2,043件	－	規則を制定してから20年以上経過しているため、現在の生活状況に即した内容となっているかどうか検証し、必要であれば内容について改正する。	生活福祉課	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進～福祉サービスの充実～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
		⑮外出移動が困難な障がい者等の社会参加や日常生活の移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行っている。（同行援護、行動援護、移動支援）	—	平均 72人/月	—	今後もニーズに対応できるよう、サービス提供事業者を拡充し、安定的なサービス提供体制の確保に努める。	生活福祉課	○	
		⑯重度障がい者の外出支援に福祉タクシー料金の一部を助成	在宅の重度障がい者等に対して福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成することによって社会参加の促し、外出支援を行っている。（年間48枚・初乗り運賃580円を控除）	—	配布数 38,228枚	—	引き続き事業を継続する。	生活福祉課	○	
		⑰訪問入浴サービスの充実	自宅での入浴が難しい方に対して、入浴設備を備えた移動入浴車を対象者の自宅に派遣し、入浴支援を行っている。 (訪問入浴利用者負担：1回あたり1,000円)	—	7人	—	一定のニーズがあり、引き続き事業を継続する。	生活福祉課	○	
		⑱自動車運転免許取得に要する費用の助成事業の充実	身体障害者手帳の交付を受けた者が自動車運転免許を取得する際に、自動車学校での学習基本課程までの費用の一部を助成している。（100,000円を限度として助成）	—	1人	—	利用実績がほとんどないため、今後窓口等で事業の周知を図っていく。	生活福祉課	○	
		⑲自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部の助成事業の充実	身体障害者手帳の交付を受けた者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、その改造費を助成している。（100,000円を限度として助成）	—	0人	—	今後も事業を継続していく。	生活福祉課	○	
3.施設福祉サービスの推進	障がいの状態や生活状況等に応じて、障がい者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。	①居住系サービスの充実	障がい状況や家庭環境、意欲・能力に応じた障がい福祉サービスを提供するため、指定計画相談支援事業者やその他の関係機関と連携をとり、自立した地域生活を送れるよう支援を行う。また、事業者によるモニタリングを通して、サービス継続の必要性やニーズの変化などを随時確認し、個々に必要なサービスの提供に努める。（施設入所支援、グループホーム）	—	平均 182.5人/月	—	今後も事業を継続していく。	生活福祉課	○	
4.精神障がい者施策の推進	精神障がいのある人が地域で安心して暮らすために、個々の状況に応じた在宅サービス等の適切な支援、精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解を促進するために、市民の精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発を行います。	①精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発の推進	福岡県や団体等が主催する精神障がいに関する講座・講演会への参加、周知	—	—	—	今後も事業を継続していく。	生活福祉課	○	
		②精神障がいのある人の就労を促進するため事業所の啓発と支援	具体的な事業の実施なし	—	—	—	現在、具体的な事業所の啓発と支援は行っていないが、事業所から精神障がいのある人の就労に関する相談があった場合は、就労定着支援などのサービスやジョブコーチ等の情報提供を行う。	生活福祉課	○	
		③地域活動支援センターに関する普及・啓発の推進	筑紫地区地域活動支援センター運営事業 地域活動支援センター補助事業 登録者数は減少傾向にあるものの、精神障がいのある方にとって自宅と病院以外の貴重な居場所となっており、事業の必要性は高い。	—	—	—	精神障がいのある方にとっての居場所提供ができるよう、今後も事業を継続すると共に、周知を行う。	生活福祉課	○	
5.発達障がい者施策の推進	発達障がいに対する周囲の正しい理解の普及・啓発を行います。また、福岡県発達障がい者支援センターを核とし、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行います。	①発達障がいに対する正しい知識の普及・啓発の推進	福岡県発達障がい者支援センターやその他関係機関が主催する発達障がいに関する講座・講演会への参加・周知を行い、職員及び市民の理解の推進を図る。	—	—	—	今後も事業を継続していく。	生活福祉課	○	
		②福岡県発達障がい者支援センターとの連携充実（新規）	具体的な事業の実施なし	—	—	—	発達障がいのある方に対して乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うために連携が必要な時には、ケース会議を開催するなどして情報共有し継続的な支援を行っている。	生活福祉課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標3 すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する～保健・医療体制の充実～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
1.保健・医療体制の充実	障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育に努めます。また、医師会、歯科医師会など関係機関と連携を図り、医療やリハビリテーションの充実に努めるとともに、医療機関の情報提供など、障がいのある人が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。健康の保持・増進のため、健康診査や生活習慣病の予防、また早期発見のため、健康教室や保健指導を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。早期療育体制を充実することにより、障がいによる生活のしづらさの軽減や健康の増進を支援します。	①保健指導や健康教室の充実	①健診結果個別説明会 232人参加 健診の結果をもとに生活習慣に関するアドバイスを行った ②特定保健指導 210人（特定保健指導利用者数） ③地域型健康づくり講座 56回 延904人 ④高齢者健康学級 計14件 参加人数172人 ⑤自分に合った食事教室（3回）参加者74人	－	①232人 ②210人 ③904人 ④172人 ⑤74人	－	今後も事業の周知を行う	健康推進課	○
			○乳幼児健康診査の結果で、発達等気になるケース電話フォロー等を行い、必要時、発達事業や関係機関等につなぐ。 ○母子講師派遣にて母子保健や歯科保健に関する講話を実施 ○離乳食教室（月1回実施※R2:10回）で離乳食に関する講話を実施	－	－	－	乳幼児健診事後の保健指導について、発達が気になる場合でも、保護者の認識がなかったり抵抗がある場合に、すぐに相談等につながらない場合も多い。保護者や子どもに寄り添いながら、早期療育等の理解が得られるよう支援していく。	子育て支援課	○
			実施なし	－	－	－		生涯学習課	－
		②障がいの発生予防に関する啓発の推進	上記、①保健指導や健康教室にて啓発を実施。	－	－	－		健康推進課	○
			上記、①保健指導や健康教室にて啓発を実施。	－	－	－		子育て支援課	○
			実施なし	－	－	－		生涯学習課	－
			具体的な事業の実施なし	－	－	－	すでに障がいのある人への対応がほとんどであるため、障がいの発生予防に関する事業は行っていない。窓口等で相談があった場合は、市が開催する健康教室や介護予防教室等の情報提供を行う。	生活福祉課	－

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標3 すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する～保健・医療体制の充実～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
		③健康に関する教育、相談、診査等の普及・啓発の充実	各種障がいに対する知識を持つ教員の配置を進めている。 児童生徒の変化に対し、養護教諭が対応できるよう努めている。	16校	16校	100%	年々特別支援学級在籍生徒の障がいの特性が多様化しているため、県主催の研修等による教員の資質向上に努める。	学校教育課	○
			○講師派遣事業（訪問健康教室） ・栄養士（1回）参加者延べ20人 ・保健師（2回）参加者延べ34人 ・歯科衛生士（2回）参加者延べ112人 ○健康相談（窓口相談：8件）、（電話相談：107件） ○栄養士だよりの発行（4回）各2500部発行 ○電話や窓口での健康相談を受け、必要時関係機関につなぐ ○こころの健康づくり啓発（広報・ホームページ掲載、相談窓口のリーフレット・啓発カード配布） ○年度当初に各世帯に健康カレンダーを配布し、健康診査の周知を図っている。特定健診受診券と同時に健診啓発チラシを送付したり、未受診者には健診の受診勧奨を行っている。また、対象年齢に該当する方には、がん検診の無料クーポン券とがん検診手帳、健診の案内を送付し、健康診査の啓発を行った。	—	—	—	今後も健診等保健事業の周知を行う	健康推進課	○
			○離乳食教室、母子講師派遣、子どもの歯科教室 ○育児相談・発達相談 ○妊婦健診・乳幼児健診	—	発達相談 延36件	—	講話や相談、健診事業を通して、疾病や障がい等の早期発見・治療等に努めていく。	子育て支援課 (母子児童)	○
			実施なし	—	—	—	「ちくしの文化講座」や、家庭教育学級事業の中で、栄養（料理）に関するテーマを引き続き取り入れていく。 （※それぞれの事務事業としては数値設定していません。）	生涯学習課	—
		④妊産婦健康診査の充実	妊婦健診 妊婦に計14回の補助券を交付 R2年度実績 受診実人数1,398人（延10,543人）	—	延受診者 10,543人	—	妊婦健診の結果は2ヶ月遅れで把握するため、妊娠中の保健指導は医療機関での指導が主となる。産後の保健指導を継続することで産婦の健康の保持増進につながるよう努める。	子育て支援課	○
		⑤乳幼児健康診査の充実	R2年度実施状況（受診者数・受診率） ○4か月児（852人・98.5%） ○10か月児（952人・102.0%） ○1歳6か月児（989人・98.1%） ○1歳6か月児歯科（859人・85.2%） ○3歳児（845人・95.3%）	—	乳幼児健診平均受診率 95.7%	—	・未受診者への受診勧奨に努め、健診の必要性についての理解を高めるよう努める。 ・事後フォロー体制(発達面でのフォロー・連携)の中で、疾病や障がい等に対する理解を高め、早期療育に繋げるよう支援していく。	子育て支援課 (母子児童)	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標3 すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する～保健・医療体制の充実～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
		⑥育児支援事業の充実	○育児相談（集団）月1回開催（R2:10回） R2年実績 参加者延人数351人 ○個別の育児相談は、随時、電話・窓口にて相談を受付、対応（妊産婦含む） 計433人（保健・予防接種・栄養）	—	集団での 育児相談 351	—	集団の育児相談は、R2年度より新型コロナウイルス感染症予防対策のため定員を20組で予約制にし、身長・体重の計測のみを廃止している。今後も効果的な開催の在り方について検討する。	子育て支援課 （母子児童）	○
			自宅での入浴、排泄、食事等の介護が必要な障がい児に対して、保護者による介助が難しい部分について居宅介護等の障がい福祉サービスを給付することで育児支援を行っている。（障がい児及び障がいのある親に対する育児支援の実施）	—	—	—	今後も子育て支援課等と連携を取り、その家庭に必要なサービスを模索していく。	生活福祉課	○
		⑦子育てセミナー等の各種教室、 育児講座や健康相談等の実施	○育児相談（集団）月1回開催（R2:10回） R2年実績 参加者延人数351人 ○個別の育児相談は、随時、電話・窓口にて相談を受付、対応（妊産婦含む） 計433人（保健・予防接種・栄養） ○訪問健康教室にて母子保健や歯科保健に関する講話を実施 ○離乳食教室（月1回実施）で離乳食に関する講話を実施	—	集団での 育児相談 351	—	同上	子育て支援課 （母子児童）	○
			具体的な事業の実施なし	—	—	—	各種教室、育児講座や健康相談等は実施していないが、窓口等で相談があった場合は子育て支援課等と連携を取り必要な情報を提供していく。	生活福祉課	—
		⑧訪問指導の実施	訪問健康教室 ○精神保健訪問 R2年度 実績〇（来館1）	—	—	—	関係各課と連携を取り、必要があれば訪問指導を実施する。	健康推進課	—
			基本目標2-2-④において実施	—	—	—	基本目標2-2-④に併せて、介護支援専門員も支援の担い手となるよう、研修会を行う（基本目標2-2-⑩）	高齢者支援課	○
			市内の生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭に保健師・助産師・看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う。 令和2年度実績：全戸訪問事業：827件、養育支援訪問事業：6件	—	全戸訪問：827件、養育支援訪問：6件	—	訪問を希望されないケースもあり、未訪問者へのアプローチが課題。現在は、乳幼児健診や予防接種にて未訪問者の確認しており、引き続き全件把握に向けての取り組みを継続していく。	子育て支援課	○
			関係各課と連携を取り、必要があれば訪問指導を実施	—	—	—	訪問指導を実施することにより、その家庭が抱えるニーズを把握した上で障がいに関するサービス等の情報を提供し、利用につなげる。 今後も関係各課と連携を取りながら事業を継続する。	生活福祉課	○
		⑨妊産婦・新生児訪問の実施	市内の生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭に保健師・助産師・看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う。 令和2年度実績：新生児訪問：9件	—	新生児訪問 9件	—	訪問を希望されないケースもあり、未訪問者へのアプローチが課題。現在は、乳幼児健診や予防接種にて未訪問者の確認しており、引き続き全件把握に向けての取り組みを継続していく。	子育て支援課	○
			具体的な事業の実施なし	—	—	—	障がいに対する不安を抱える妊産婦等に対して、必要があれば訪問を行い、障がいに関するサービス等の情報提供を行う。今後も関係各課と連携を取り、必要があればその都度対応していく。	生活福祉課	—

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標3 すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する～保健・医療体制の充実～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
		⑩養育医療費の助成	医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の費用を給付する。	—	実人数：15人	—	未熟児・早産児・低出生体重児の予防にむけて妊娠期の保健指導の充実が課題である。また、合併症を持っていることが多く、発達面・発育面でも課題があり、家族も含めたフォローについて検討していく。	子育て支援課	○	
		⑪自立支援医療費の助成	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）費の支給認定および費用の負担（精神通院医療については申請受付及び県への進達）	—	更生337人 育成17人 精神1,825人	—	自立支援医療により、経済的負担が軽減され治療が受けやすくなっている。今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		⑫障がい者医療費の助成	重度障害者医療証の発行	1649枚	1639枚	99%	福岡県重度障がい者医療費助成制度に準じて制度を運営する	国保年金課	○	
2. 難病患者施策の推進	難病患者及び家族がもつさまざまなニーズに対応し、きめ細やかな相談や適切な医療やサービスにつながるよう、関係機関と連携し、体制を強化します。	①患者及び家族に対する相談指導の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒の特性を理解し、家族や関連機関との連携を密にするよう努めている。	16校	16校	100%	今後とも連携を密にしながら相談体制を充実していく。	学校教育課	○	
			精神訪問・相談 1件 健康相談（窓口相談：9件）、（電話相談：165件）	—	—	—	今後とも各関係機関と連携を密にしながら相談体制を充実していく。	健康推進課	○	
			○小児慢性特定疾病に該当する児に関して、医療機関から情報提供があった場合、医療機関と電話や文書にて連携。 ○乳児全戸訪問時、小児慢性特定疾病に該当する児には、必要時、筑紫保健福祉環境事務所の職員と連携。	—	—	—	小児慢性特定疾病の医療費助成に関しては、今後も制度の周知・理解について引き続き啓発していく。	子育て支援課	○	
			難病患者等への福祉サービスの情報提供（平成25年より障害者総合支援法の対象者に難病患者等が追加されている。患者及び家族から相談があれば、必要なサービスについて情報提供を行い、利用につなげる。）	—	—	—	利用者がまだ少なく、今後も制度の周知が必要。	生活福祉課	○	
		②保健・医療機関等との連携	特別支援学級に在籍する児童生徒の特性を理解し、家族や関連機関との連携を密にするよう努めている。	16校	16校	100%	今後とも連携を密にしながら相談体制を充実していく。	学校教育課	○	
			難病患者に特化した連携は現在のところ行っていない	—	—	—		健康推進課	—	
			気になる妊産婦においては、医療機関との連携を行い、多機関で支援している。	—	文書でのやり取り（実延86件）	—	今後も医療機関と連携し、妊産婦を支える取り組みを行う。	子育て支援課	○	
			保健福祉環境事務所や医療機関等との連携	—	—	—	難病患者等は医療的ニーズも多く、保健福祉環境事務所や医療機関と関わりがあるケースが多い。病状の変動も多いため、医療的な面において保健所や医療機関等と連携を取った上で病状を把握し、個一にに応じたサービスを提供できるよう努める。	生活福祉課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標4 子どものすこやかな発達を支援する～療育・保育・教育の環境づくり～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
1.発達・療育支援環境の充実	障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障がいに対する理解を深めるための取り組みと相談体制の充実を図ります。 一人ひとりの子どもの状況に応じてきめ細かに支援します。障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。	①在宅障がい（児）者通園事業の充実	「さるびあ学園」の運営	—	19名	—	重度の重複障がい者が利用できる通所施設が市内にはなく、長期間利用されている方が多い。今後も事業を継続し、本人の社会参加や家族の介護負担軽減を目指す。	生活福祉課	○	
		②「ほほえみクラブ」の充実	日中一時支援の実施（春期・夏期・冬期）	—	人数 8人	—	児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所が増加していることから、利用人数が減ってきている。広報誌に掲載するなどして今後も周知を図っていく。	生活福祉課	○	
		③発達障がい児に対する保育士・教職員の指導体制の充実	特別支援教育担当教員への県主催研修等への参加の促進 校内研修の開催促進	16校	16校	100%	通常学級担当教員への研修を促進する。	学校教育課	○	
			・保育所運営事業 障がい児担当者会議で個別のケース検討を行い、理解を深めるほか、全保育士の所内外での研修受講により全体のスキルアップに努める。	—	担当者会議 12回/年	—	対象者増や子どもの姿の多様化により対応が困難なケースが増えており、更なる研鑽をつむ必要がある。 また、体制の充実や研修の機会を確保するため、保育士の確保も課題である。	子育て支援課（保育所）	○	
			日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うことを目的に保育所等訪問（障がい児支援）の給付を行っている。	—	平均 2.8人/月	—	今後も、事業所や計画相談支援事業者等と連携を取りながら指導体制の充実を図っていく。	生活福祉課	○	
		④「個別的教育支援計画」による適切な指導の推進	特別支援学級に在籍する児童生徒に対する適切な計画の策定及び指導の推進	16校	16校	100%	個別的教育支援計画を策定した後に、個々の児童生徒の変化に伴う計画の見直しを行う。	学校教育課	○	
			・保育所運営事業 対象児童の個別支援計画を作成。また、保育所内や四保の障がい児担当者会議で情報の共有を図っている。	—	—	—	対象者の増や子どもの姿の多様化などにより、対応が困難なケースが増えており、所内で職員間で情報共有を行い、細やかな配慮や支援が必要。	子育て支援課（保育所）	○	
		⑤乳幼児健康診査、乳幼児発達相談、乳幼児健康相談等の母子保健事業の推進	○乳幼児健診の結果で気になったら、電話フォローする。また、3歳児健診では発達面が気になる児に心理士の相談実施。 R2実績：234件 ○育児相談で、発達に関する相談があった場合は、必要時、発達関連事業を案内。	—	3歳児健診心理相談実績延 234件	—	今後も、母子保健事業においては特に乳幼児に的を絞り、発達障がいの早期発見・早期支援の取り組みを継続する。	子育て支援課（母子児童）	○	
		⑥育児講座や育児相談及び健康相談等の推進	学校内における、障がいのある児童生徒の発達段階の変化についての観察などを、担当教諭や養護教諭等で行っている。	16校	16校	100%	障がい特性は、児童生徒それぞれであり、個々の発達に応じた観察体制を整える必要がある。	学校教育課	○	
			○育児相談（集団）月1回開催（R2:10回） R2年実績 参加者延人数351人 ○個別の育児相談は、随時、電話・窓口にて相談を受付、対応（妊産婦含む） 計433人（保健・予防接種・栄養）	—	集団での育児相談 351人	—	集団の育児相談は、R2年度より新型コロナウイルス感染症予防対策のため定員を20組で予約制にし、身長・体重の計測のみを廃止している。今後も効果的な開催の在り方について検討する。	子育て支援課（母子児童）	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標4 子どものすこやかな発達を支援する～療育・保育・教育の環境づくり～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
		⑦こども療育相談室の充実	○こども療育相談室の相談業務 R2年度実績 来庁・電話 延1,126件 小児科医の発達相談 延36件 つくしんぼ教室 延31人	—	—	—	R1年度より、小児科医の発達相談、つくしんぼ教室をこども療育相談室で対応する事として、発達相談業務を統合した	子育て支援課（母子児童）	○
		⑧専門的な療育相談体制の推進	就学前から社会へ出るまでの、幼保、小、中、高へと情報を共有する体制の構築を図りながら、医療や福祉など専門機関との相談体制の連携を整えている。	—	—	—	家庭や学校内での情報の共有だけでなく、地域や保健福祉、医療等との療育に関わる連携体制を充実していく。	学校教育課	○
			こども療育相談室に児童の発達専門である心理士、言語聴覚士を3名配置し、相談対応を行う	—	—	—	多角的な相談ができるように言語聴覚士等の専門職の確保に努める。	子育て支援課（母子児童）	○
			こども療育相談室等の関係機関との連携	—	—	—	療育相談があればこども療育相談室等につなげ、臨床心理士による専門的な相談体制を確保する。また、必要であれば児童発達支援等の障がい児支援について情報提供し、利用につなげていく。	生活福祉課	○
		⑨早期発見、早期療育を推進するため、保健・医療機関等との連携の推進	保健福祉、医療等専門的な機関との連携体制の構築に努めている。	—	—	—	今後とも連携体制の充実に努めていく。	学校教育課	○
			早期療育相談事業 こども療育相談室の相談 保育所等への巡回相談 啓発事業としての小児科医の発達相談、つくしんぼ教室、子育て応援教室 以上の事業の連絡会議を年2回実施（庁内会議と発達専門の小児科医との会議）関係機関との連携を図った。	—	—	—	専門の療育機関の利用者が多く、待機期間を要している対象者に対して、家庭で保護者が療育的関わりができるように保護者支援として「子育て応援教室」を新規に開催した。今後の保護者支援を継続していく。	子育て支援課（母子児童）	○
			障がいの早期発見、早期療育を推進できるよう、乳幼児健診の担当者や家庭児童相談室、こども療育相談室、医療機関等と連携し、必要であればケース会議を開催するなどして情報共有を行っていく。	—	—	—	引き続き、事業を継続する	生活福祉課	○
		⑩心身に障がいのある幼児の相談事業の推進	こども療育相談室に児童の発達専門である心理士、言語聴覚士を3名配置し、相談対応を行う	—	—	—	多角的な相談ができるように言語聴覚士等の専門職の確保に努める。	子育て支援課（母子児童）	○
			窓口や電話等で心身に障がいのある幼児に関する相談があれば、障害者手帳や福祉サービス、関係事業所等について情報提供を行う。	—	—	—	今後も、個々の障がいや家庭状況に合わせた支援を行っていく。	生活福祉課	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標4 子どものすこやかな発達を支援する～療育・保育・教育の環境づくり～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
2.保育・教育環境の充実	障がいのある児童の能力や個性を發揮するため、障がいの早期発見、早期療育のための体制づくりや、保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない継続性のある教育指導の充実を図ります。 また、幼少期から障がいのある人となない人が互いを理解し、ともに学ぶ教育を進めます。	①障がい児の保護者に対する啓発及び早期療育の知識や理解の普及啓発の推進	学校現場における、教員の児童生徒の様子の変化への気づきを学校全体、児童生徒の保護者への情報の提供など共有を図っている。	16校	16校	100%	特に通常学級に在籍している児童生徒についても、情緒不安定な行動を示す例があるので、教員が早めに気づき、対応することが求められている。	学校教育課	○	
			子育て応援教室 延28人	—	—	—	R1年度から新規事業として発達障がい児等の家族支援として子育て応援教室を療育の専門機関に委託して開催し、育てにくさを感じる保護者に寝て育てる支援を実施した。	子育て支援課（母子児童）	○	
			福岡県及びその他関係機関が実施する講座・講演会があれば窓口等で相談があった際に情報提供し、理解の普及啓発を進めていく。	—	—	—	引き続き、事業を継続する	生活福祉課	○	
		①障がい児と障がいのない子どもの交流	特別支援学級に在籍する児童生徒が交流学級により接することで、相互理解を得ることができるよう進めている。	16校	16校	100%	今後とも相互理解のための交流学級の充実に努めていく。	学校教育課	○	
			・保育所運営事業（通常保育） ・保育所地域活動事業（保育交流） 公立四保育所	4か所	4か所	100%	人権保育の視点から、一日の保育の中で障がいの有無に関わらず、互いを尊重し、認め合う関係性を築いていく	子育て支援課（保育所）	○	
			R1実施なし	—	—	—	障がい児支援事業所等が開催する交流会等があれば、窓口等で相談があった際に情報提供を行っていく。	生活福祉課	—	
		②子育てに関する相談支援の強化	就学前から社会参加に至る過程においての学校生活の中で、児童生徒の指導計画を基本として、保護者との情報の共有や相談体制を構築している。	16校	16校	100%	今後とも保護者との情報共有や相談体制の充実に努めていく。	学校教育課	○	
			家庭児童相談業務 家庭児童相談室において、相談員3名体制で家庭内における相談に対応している。 令和2年度相談件数 3,651件（関係機関との連携数含む。延べ件数）	—	3,651件	—	家庭児童相談室を中心に、学校や地域等の関係機関と連携し、必要に応じて情報共有や個別ケース会議、家庭訪問等を実施し、相談支援を行っている。引き続き、関係機関と緊密な連携を図る。	子育て支援課	○	
			障がいのある子の子育てについて相談があった際、家庭児童相談室、こども療育相談室と連携をとりながら対応にあたっていく。必要であれば、福祉サービス等の状況提供を行う。	—	—	—	引き続き、事業を継続する	生活福祉課	○	
		③保育交流等で障がい児とふれあう機会を通した福祉教育の充実	・保育所地域事業活動（保育交流） 毎週水曜日に就学前の乳幼児とその保護者を対象に保育所を開放して子育て支援をおこなっている。（公立保育所：4か所） 保育交流について更なる周知に努めたいが、令和元年度末より、新型コロナウイルス感染症予防から休止。	4か所	0か所	0%	障がいの有無に関わらず、保育交流に参加する事で、共に過ごす楽しさを感じる機会を提供。	子育て支援課（保育所）	△	
		④障がい児保育に携わる職員研修の推進	・保育所運営事業 障がい児担当者会議で個別のケース検討を行い、理解を深めるほか、全保育士の所内外での研修受講により全体のスキルアップに努める。	—	担当者会議 12回/年	—	対象者の増や子どもの姿の多様化などにより、対応が困難なケースが増えており、所内で職員間で情報共有を行い、細やかな配慮や支援が必要。	子育て支援課（保育所）	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標4 子どものすこやかな発達を支援する～療育・保育・教育の環境づくり～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
		⑤障がい児の受け入れ体制の充実	障がいのある就学前児、学校在籍中の児童生徒の保護者との就学・転籍相談のもと、保護者の意向を十分に反映した相談支援体制を構築している。	16校	16校	100%	今後とも、児童生徒の相談、受け入れ体制の充実を図る。	学校教育課	○
			保育所運営事業（公立保育所における障がい児受け入れ）子どもや家庭の「困り感」に寄り添い、医療機関や療育機関と連携しながら保育内容をより充実したものにしている。	—	10人	—	各保育所で「支援担当者会議」等各種職員研修を開催する中で、職員のスキルアップを図り、保育内容の充実に繋げていく。 障がいをもつ保育が必要な児童の受け入れのため、体制の充実を行う。	子育て支援課（保育所）	○
		⑥家庭児童相談員の相談支援体制の充実	家庭児童相談業務 家庭児童相談室において、相談員3名体制で家庭内における相談に対応している。 令和2年度相談件数 3,651件（関係機関との連携数含む。延べ件数） 家庭児童相談室を中心に、学校や地域等の関係機関と連携し、必要に応じて情報共有や個別ケース会議、家庭訪問等を実施し、相談支援を行っている。	—	3,651件	—	引き続き、関係機関と緊密な連携を図る。 また、各種研修会等に参加し、相談員の資質の向上に努める。	子育て支援課	○
		⑦学校との連携の強化と障がい児教育の充実	障がいのある生徒が在籍する学校と教育委員会とが連携し、各学校の教育状況を確認指導しながら、必要な教育支援を進めている。	16校	16校	100%	今後とも、学校の教育状況を確認しながら必要な教育支援を行っていく。	学校教育課	○
			保育所運営事業 保育要録での引継ぎのほか、個別のケースについては小学校との会議等で情報共有をしている。	—	—	—	引き続き、きめ細やかな情報共有を行い、保育所から小学校へと切れ目のない支援に努める。	子育て支援課（保育所）	○
			特別支援学校と連携し、4者面談等を実施するなどして学校・行政が連携を図り、障がいのある子の自立に向けた支援を行っていく。	—	5人	—	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○
		⑧教育相談、教育指導体制の充実	保護者の同意のもと各児童生徒に合わせた個別的教育支援計画を策定し、日々の教育活動を進めている。	16校	16校	100%	日々変化する児童生徒の状況を把握し、教育支援計画の見直しが必要である。	学校教育課	○
		⑨特別支援学校と小学校・中学校との居住地校交流等の充実	各特別支援学校からの居住地校交流の申請により、対象校へ交流を促進している。	16校	16校	100%	特別支援学校に在籍する生徒にとって居住地校の生徒との交流は、同じ地域に居住する児童生徒との数少ない交流の機会であり、今後とも充実させていく。	学校教育課	○
		⑩障がい児の保護者への情報提供の充実	学校だけでなく、幼稚園、保育所、子ども療育相談室などと連携し、市の支援制度だけでなく県の相談事業等、必要な情報の提供を進めている。	—	—	—	障がいのある児童生徒への対応については、制度の変遷に伴い年々細やかな対応が求められており、今後とも必要な情報について、各関係機関と連携しながら提供を行っていく。	学校教育課	○
			○発達相談等を通して、療育の利用を希望された場合は障がい児通所受給者証や特別児童扶養手当の制度に関する案内をしている。 ○乳児家庭全戸訪問時に必要と思われるケースに対して小児慢性特定疾病の医療費助成に関する説明を実施	—	—	—	R1年度から新規事業として発達障がい児等の家族支援として子育て応援教室を療育の専門機関に委託して開催し、育てにくさを感じる保護者に代わって育てる支援を実施した。今後も継続する。	子育て支援課（母子児童）	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標4 子どものすこやかな発達を支援する～療育・保育・教育の環境づくり～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
			広報誌、窓口等での福祉サービスの利用、サービス提供事業所及び関係団体等について情報提供を行う	—	—	—	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○
		①こども療育相談室等の事業紹介及び療育相談や療育教室等の支援の充実	療育相談室と情報の共有を密にしながら、お互いの相談業務につなげている。	—	—	—	今後とも連携を密にし、各々の業務の充実を図る。	学校教育課	○
			市ホームページやチラシでこども療育相談室の紹介を実施	—	—	—	市ホームページやチラシでの啓発を継続する	子育て支援課（母子児童）	○
			障がい児福祉サービスの提供	—	—	—	今後もこども療育相談室等と連携した療育相談を行い、必要であれば障がい児福祉サービスについて情報提供し、利用につなげていく。	生活福祉課	○
3.切れ目のない支援の仕組みづくり	特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。	①関係機関との連携による相談支援体制の強化	幼保、小、中、高と切れ目ない情報の共有を図り相談支援体制の強化に努めている。	—	—	—	今後とも、切れ目ない情報の共有、相談支援体制の充実を図る。	学校教育課	○
			家庭児童相談業務 家庭児童相談室において、相談員3名体制で家庭内における相談に対応している。 令和2年度相談件数 3,651件（関係機関との連携数含む。延べ件数）	—	3,651件	—	家庭児童相談室を中心に、学校や地域等の関係機関と連携し、必要に応じて情報共有や個別ケース会議、家庭訪問等を実施し、相談支援を行っている。引き続き、関係機関と緊密な連携を図る。	子育て支援課	○
			関係各課・医療機関等との連携を強化し、相談支援体制を確保する。必要であればケース会議を開催するなどして情報共有に努める。	—	—	—	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標5 地域での参加をうながす～生涯学習の充実及び社会参加の充実～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
1.生涯学習の推進	障がいのある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障がいのある人が参加する文化・芸術サークル等を支援します。また、こうした活動を通して障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進します。さらに、障がいのある人が文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりとして、障がいのある人の学習成果の発表の場を提供することで参加促進を図ります。	①一般教養、家庭教育及び日常生活等に関する学習機会の提供の推進	学校生活の中で、交流学級や各学校行事で学習の成果を発表する場を提供し、各々の能力に応じた参加方法を考えながら、自己実現を促進している。	16校	16校	100%	今後とも、社会への参加を図ることができる場の充実を検討していく。	学校教育課	○	
		②生涯学習関連施設の利用団体や学習グループ等の学習成果を発表する機会と市民との交流の推進	「生涯学習フェスティバル」の一環として「パープルブラザフェスタ」を10月に2日間実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送った。例年であればパープルブラザフェスタでは様々な団体や学習グループが連携しながら、一般市民を対象に、学習成果の発表の場、交流の場として、作品展示、ステージ発表、バザーなどを行っている。	10,000人	—	—	今後とも地域におけるなかまづくりや社会参加活動を主体的に行えるよう支援していく。	生涯学習課	△	
		③生涯学習フェスティバルの充実	健康と福祉に関する情報の住民へのPRと住民参加を目的としてカミーマリヤフェスティバルを毎年実施している。例年、福祉・ボランティア団体特に障がい者福祉の団体にも多く参加いただいている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	—	—	—	関係団体で実行委員会を組織して実施している。予算の面など難しいところもあるが実行委員会で主体的に事業が実施できるよう形態に持っていきたい。また、準備から実施まで多くの人員を要するので健康推進課だけではなく関係団体にも事前準備も含めてかかわってもらうように依頼していきたい。	健康推進課	△	
			上記の1-②と同様	—	—	—		生涯学習課	○	
			フェスティバルに合わせて展示をするサークルの支援	—	—	—	現在は図書館で活動をしている文科系サークルがフェスティバルに合わせて展示をしている。フェスティバルの充実のために図書館としてどのように関わっていけるか今後検討する。	文化・スポーツ振興課	△	
			④障がいへの理解に関するビデオや図書などの教材の充実	人権啓発の視聴覚教材を毎年予算化して購入しており、障がい者問題に関する視聴覚教材も随時充実を図っている。	—	—	予算が限られているが、啓発のため購入するよう努めていく。（令和元年度：1本購入、令和2年度：未購入）	教育政策課	—	
2.生涯スポーツ活動の推進	社会福祉協議会をはじめ、福岡県障がい者スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携し、障がい者スポーツ教室やスポーツフェスタ等を開催して、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。また、障がい者スポーツの普及・振興のため、指導員の育成に努めます。	①障がいのある人のためのスポーツ指導員の育成、活動支援	障がい者スポーツ研修を実施	—	0回	—	障がい者の種類や程度が広範である。指導員を育成するための指導者が不足している。	文化・スポーツ振興課	—	
		②生活習慣病の予防、健康増進のため、気軽にできるウォーキング等の普及啓発	ウォーキングに親しむ機会を設け、市民の健康づくりにつなげることを目的として万葉の里ちくしのウォーキング事業を実施した。チラシの全戸配布など、障がい者を含む市民に広く呼びかけを行った。 R1年度参加者458人 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	500人	—	—	年齢や体力に応じておウォーキングコースや企画を複数設定しているが、障がいの特性に配慮したものはなっていない。	健康推進課	△	
		③障がいのある人のためのスポーツ教室の推進	筑紫野市身体障害者福祉協会の活動支援（スポーツ教室、交流会等への補助）	—	—	—	各種スポーツ大会やイベントに参加し、会員同士や健常者との交流が行われているが、新規加入者が少なく、また高齢化のため退会者が増えている。 今後、新規会員を増やすために窓口でチラシを配布するなどして周知を図る。	生活福祉課	○	
		④スポーツフェスタ等の参加促進及び広報活動の推進	ウェブアクセシビリティに考慮したホームページ掲載	—	—	—	今後は障がい者の参加促進に努める。	文化・スポーツ振興課	○	
			障がい者スポーツ大会、ボウリング大会等の周知、参加受付	—	—	—	今後も、障がい者スポーツ大会等のポスターの掲示及び広報誌への掲載を通して参加を促していく。	生活福祉課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標5 地域での参加をうながす～生涯学習の充実及び社会参加の充実～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
3.情報コミュニケーション支援の充実	障がいのある人に対する情報提供を確保するため、広報紙等の音訳化を継続して行い、また、点字化の支援を実施するとともに、ITや福祉用具による情報提供体制の整備に取り組みます。また、障がいの特性に応じて、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、市役所等の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。	①文化活動等へのコミュニケーション支援	実施なし	—	—	—		生涯学習課	—	
			手話通訳者、要約筆記者の派遣	—	—	—	講演会や研修会等の文化活動へ参加できるよう、今後も手話通訳者、要約筆記者派遣の依頼受付、派遣を行っていく。	生活福祉課	○	
			対面朗読室、拡大読書器、点字資料、声の広報、議会だよりの設置	—	—	—	対面朗読室の利用がないため、周知する必要がある。	文化・スポーツ振興課	○	
		②手話通訳者の充実	手話通訳者の派遣、手話奉仕員養成講座の実施	—	派遣345件	—	引き続き事業を継続する。	生活福祉課	○	
		③情報支援機器やソフトウェア等の活用（新規）	本市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応障害者差別解消法の施行（H28.4.1）に伴い、本市ホームページを日本工業規格（JIS X 8341-3:2016）の達成等級AAに準拠させることで、取り組みを推進しています。	100%	100%	100%	今後も、定期的に試験を行い、達成基準を維持してまいります。	企画政策課	○	
			手話通訳者用の携帯電話をスマートフォンに変更し、手話通訳者が利用者と同席できない場合において遠隔手話通訳が可能となる体制とした。	—	—	—	遠隔手話通訳の体制を確保しました。ITや福祉用具による情報提供体制の整備についてはどのような情報支援機器が必要かを検討していく。	生活福祉課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標6 個々の状況に応じた就労支援を行う～雇用・就労の促進～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
1.障がいのある人の就労に対する理解促進	ハローワーク、商工会との連携により、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進のための啓発活動を行うことで、障がいのある人のさらなる就労の拡大を図ります。	①障がい者雇用に関する啓発（新規）	ホームページ等で、相談窓口の周知	－	－	－	ホームページや相談窓口で、事業の周知をする。	商工観光課	○	
			福岡県やその他関係機関が実施する障がい者雇用に関する講座・講演会等への参加・周知	－	－	－	今後も関係講座・講演会等があれば参加・周知を行い、職員及び市民への啓発を行っていく。	生活福祉課	○	
2.多様な雇用・就労の促進	障がいのある人が就労できるよう、商工会や、ハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めるとともに、障がいの特性に応じた訓練の場の提供、さまざまな勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。また、働く意欲や能力がある障がいのある人の就労の機会を拡大するため、引き続き市職員の採用については、障がい者雇用率を遵守するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月から施行されたことから、市の業務委託や物品の調達について方針を策定し、障がい者施設からの調達を推進します。	①障がい者雇用に係る各種助成制度の情報の周知	ホームページ等で、相談窓口の周知	－	－	－	ホームページや相談窓口で、事業の周知をする。	商工観光課	○	
			福岡県やハローワーク等が実施する各種助成制度の周知（窓口等で事業主からの相談があれば、福岡障害者職業センター等の相談窓口を紹介し、各種助成制度の周知へとつなげる。また、障がいのある人が働きやすい場の拡大や環境改善の働きかけへとつなげていく。）	－	－	－	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		②市職員の採用については、法定雇用率を遵守する	・職員採用試験の実施において、車いすの受験生にも対応できる会場設営を行った。（令和2年度は車いすの受験生はいなかった。） ・障がいのある人の就労機会の拡大のため、選考により3名の障がいのある会計年度任用職員を任用し令和3年4月から就労を開始できる体制を整備した。	2.50%	3.37%	130%	地方公共団体の責務として、法定雇用率を遵守する。	人事課	○	
		③就労に向けた訓練事業の実施	障がい福祉サービスの給付により、障がいのある方の就労に向けた訓練等を行う。個一により障がいの特性が異なるため、本人のペースに合わせた訓練内容となるように事業所や計画相談支援事業所と連携を取り、サービスの利用状況を随時確認していく。（就労移行支援、就労定着支援）	－	平均 42.75人 /月	－	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		④就労支援体制の構築	障害者就業・生活支援センターとの連携を取り、本人の就労面や生活面から支援を行い、就労へとつなげていく支援体制を整える。	－	－	－	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		⑤精神障がいのある人の雇用促進（新規）	ホームページ等で、相談窓口の周知	－	－	－	ホームページや相談窓口で、事業の周知をする。	商工観光課	○	
			事業主からの相談があれば福岡障害者職業センター等の関係機関を紹介し、主治医との連携のもとで精神障がいのある方の職場復帰・雇用継続のための専門的な支援窓口へとつなげていく。	－	－	－	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		⑥障がい者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進（新規）	各課の回答は【全課6-2-6】シートを確認ください。					全課		
3.就労定着支援	障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を生活支援センターと連携し推進します。 身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援します。	①ジョブコーチの活用促進（新規）	福岡障害者職業センターが行うジョブコーチ派遣制度の周知を図り、事業主と障がいのある人への支援を行うことにより職場適応・定着へとつなげていく。	－	－	－	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		②福祉的就労場所の確保（新規）	障がい福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）の給付	－	平均 297.66 人/月	－	今後も障がい福祉サービスの給付を行い、障がい特性や能力に応じた働く場を提供していく。	生活福祉課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標7 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
1.福祉のまちづくりの推進	既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設をめざし、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。また、民間施設等に対しても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン導入を働きかけます。	①バリアフリー新法、福岡県福祉のまちづくり条例等に基づく計画的な整備の推進	実施なし	—	—	—	今後、交通等バリアフリー基本構想を改訂する必要があるれば、協議会を設置する。	危機管理課	—
			バリアフリー新法、福祉のまちづくり条例に基づく開発指導を行う	—	—	—	法令、条例に基づく指導を行っているが、現地の地形等で困難な場合がある。	維持管理課	○
			実施なし	—	—	—	バリアフリーに関する相談等があれば福岡県と連携して対応する。	都市計画課	—
		②『筑紫野市交通等バリアフリー基本構想』に基づくバリアフリー化の徹底	実施なし	—	—	—	今後、交通等バリアフリー基本構想を改訂する必要があるれば、協議会を設置する。	危機管理課	—
			筑紫野市交通等バリアフリー基本構想に基づく、障がい者に配慮した道路維持工事を行うよう意識する	—	—	—	道路補修など、障がい者に配慮した工事を行うようになっているが、現地の地形を考慮する必要がある。	維持管理課	○
			実施なし	—	—	—	バリアフリーに関する相談等があれば福岡県と連携して対応する。	都市計画課	—
			実施なし	—	—	—	バリアフリーに配慮した設計・施工を実施していく。	土木課	—
		③公共施設等のバリアフリー化の推進	道路の維持補修、公園の維持補修について、障がい者に配慮した維持補修を行うよう意識する	—	—	—	今後も継続して障がい者に配慮した維持補修工事を行う。	維持管理課	○
			実施なし	—	—	—	バリアフリーに関する相談等があれば福岡県と連携して対応する。	都市計画課	—

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標7 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
2. 交通移動サービスの推進	重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付等、障がいの特性を考慮して、移動手段の確保を図ります。	①「すこやかライフガイドブック」の配布及び周知	窓口で市民の方に「すこやかライフガイドブック」を配布・説明を行い、障がい者福祉制度の周知を図る。また、関係課や関係団体にも必要があれば配布する。市HPでも確認できるようにしている。	—	印刷部数 500部	—	今後も事業を継続する。内容については定期的に見直しを行い、理解しやすい内容となるように努める。	生活福祉課	○	
		②重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付	在宅の重度障がい者等に対して福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成することによって移動手段を確保し、社会参加を促している。（年間48枚・初乗り運賃580円を控除）	—	配布数 38,228枚	—	引き続き事業を継続する。	生活福祉課	○	
		③身体障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成	身体障害者手帳の交付を受けた者が自動車運転免許を取得する際に、自動車学校に係る費用の一部を助成している。（100,000円を限度として助成）	—	1人	—	利用実績が少ないため、今後窓口等で事業の周知を図っていく。	生活福祉課	○	
		④自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部を助成	身体障害者手帳の交付を受けた者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、その改造費を助成している。（100,000円を限度として助成）	—	0人	—	一定のニーズがあり、今後も事業を継続していく。	生活福祉課	○	
3. 住宅環境整備の推進	障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。	①住宅改造費用助成制度の充実と周知	○高齢者等住宅改修費助成事業、住宅改修費支給（介護保険）の実施 ○市ホームページ、介護保険制度パンフレット等を活用した住宅改造費助成制度の周知	—	高齢者等住宅改修費助成：3件 住宅改修（介護保険）：385件	—	住宅改造費用助成制度に関して、市HP・介護保険制度パンフレット等にて周知を図った。今後も継続していく。	高齢者支援課	○	
			障がい要件を満たしている障がい児及び障がい者に対して、住宅改造費の一部助成を行っている。居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付実施（200,000円を限度として助成・利用できるのは一度だけ）	—	3件	—	今後も窓口等で「すこやかライフガイドブック」を活用して周知を図っていく。	生活福祉課	○	
		②公的援助制度の充実を国、県へ要望	福岡県の住宅改造助成事業費の維持・活用。 高齢者・障がい者を対象とする市の住宅改造費の助成事業において、県の負担（50％）を維持し、市の負担と共に、住宅改造を必要とする障がい者に活用する。	—	—	—	今後も事業を継続する。	高齢者支援課	○	
			全国市長会への要望実施	—	—	—	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標7 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
4.防犯・防災対策の推進	障がいのある人の防犯・防災に関する知識の普及と意識向上を図るため、パンフレットの配布等により啓発に努めます。 また、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員と連携して要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」の構築を支援し、日常の見守りや災害等緊急時の避難誘導体制の整備に努めます。 安否確認や急病等の緊急時に対応できる仕組みを構築するとともに、障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人となない人が地域でともに支え合う体制づくりをめざします。 さらに、避難後の支援として、福祉避難所として利用可能な施設の選定と指定について検討し、避難所の整備にあたっては、段差の解消、手すりや誘導装置、障がい者用トイレの設置など施設の環境について配慮します。また、避難所での視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供方法についても配慮します。	①見守りネットワークの推進（新規）	実施なし	—	—	—	防災出前講座等で知識の普及を行う。	危機管理課	—	
		②避難路、避難場所の周知及び普及啓発の推進	- 食の自立支援事業の実施（79人） - 緊急通報装置貸与事業の実施（197人） - 災害時要援護者制度の啓発 - 見守り体制の維持・構築を目的とした必要な情報の提供 - 地域住民や関係機関・団体等との連携強化	見守り協力業者14社	見守り協力業者10社	71%	名簿の配付や事業の周知啓発など、在宅福祉サービスを活用した取り組みは引き続き継続。見守り協力事業者との協定締結の増に努める他、締結企業に関する体制や通報件数等の現状把握を行い、連携がより強いものとなるよう努めていく。 行政区や民生委員児童委員協議会との情報交換については、継続するとともに定期的に行われる地域等を増やしていく。 ※活動によって回数や頻度が違うので、回数や人数は記載していない。	高齢者支援課	○	
			自立した食生活を営むことが困難で、訪問による安否確認、または声かけなどによる地域での見守りを必要とする障がいのある方の自宅に訪問し、夕食を配達している。	—	平均6人/月	—	今後も事業を継続する。	生活福祉課	○	
		③自主防災組織の推進及び育成強化	ハザードマップの作成、ホームページへの掲載及び防災出前講座による普及啓発	—	—	—	新しく作成したハザードマップの配布及びホームページへの掲載をし、啓発を進める 関係課と連携して要配慮者に対する啓発を進める。	危機管理課	○	
		④防犯・防災に関する講習会等の推進	自主防犯防災組織設置や組織体制確立のための助言等の協力	—	—	—	コミュニティ単位での防犯防災活動を促進する。	危機管理課	○	
		⑤障がいのある人の防災訓練への参加促進（新規）	防災出前講座の実施	—	8回	—	引き続き防災出前講座を行う。	危機管理課	○	
		⑥障がいのある人の防災訓練への参加促進（新規）	実施なし	—	—	—	総合防災訓練等への参加の呼びかけを行う。	危機管理課	—	
		⑦地域ぐるみにおける防犯・防災体制の促進と普及啓発の推進	防災出前講座の実施及び自主防犯防災組織の設置や組織	—	—	—	コミュニティ単位での防犯防災活動を促進するとともに、引き続き防災講座を行う。	危機管理課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標7 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
		⑦緊急通報システムの充実及び緊急時の連絡体制の強化	一人暮らしの高齢者や心身障がい者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に24時間体制で対応している。	—	障がい者への貸与登録者数：3名	—	今後も継続していく。	高齢者支援課	○	
			災害時に何らかの手助けを必要とする高齢者や障がい者等を、災害時等要援護者登録台帳に登録し、区長や民生委員・児童委員及び地域の自主防災組織等に名簿を配布する。この名簿を平常時には見守り用として、災害時には安否確認や避難支援用として活用する。 本事業の周知のため、区長や民生委員・児童委員、各コミュニティ運営協議会への出前講座の実施や市民に対するチラシの配布等を行う。	3,000人	1,952人	65%	要援護者登録数は新規の登録者もいるが、死亡者や市外転出者が多いため減少している。また出前講座の実施により制度理解が進んでいるが、支援者充足率はほぼ横ばい状況となっている。 出前講座等での周知に努め、支援者の役割や責任、制度に対する理解を広めていく必要がある。 成果指標：要援護者登録数	生活福祉課（地域福祉担当）	△	
		⑧「地域包括ケアシステム」構築を見すえた民生委員・児童委員・福祉委員等及び地域住民相互の安否確認体制づくりの推進	《行方不明者搜索模擬訓練》 ・地域を主体にボランティア団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市役所、介護事業所等で、御笠地区・山口地区での模擬訓練の内容及感染症対策を行いながらできる活動について協議した。 ・区長及び民生委員に対し、65歳以上の高齢者名簿を配付。とくに民生委員に対しては年1回全委員に配布し、見守りに必要な情報を提供。 ・行政区や民生委員児童委員協議会によっては、地域包括支援センターと定期的に情報交換を行うなどし、日頃の見守り活動によって把握した在宅福祉サービスの1つである緊急通報装置の貸与事業においては、設置の際に協力員2名の配置を義務付け、協力員は親族の他はできるだけ近隣者になっていただくよう助言を行い、見守りのきっかけとなるよう努めている。	—	模擬訓練に関する協議2回	—	模擬訓練の仕方をより工夫し、ステップアップを目指す。	高齢者支援課	○	
			各種相談事業の実施	—	—	—	児童への対応に関しては、民生委員・児童委員等との連携は欠かせない。今後も、将来的な「地域包括ケアシステム」構築を見据えた地域との連携の強化及び体制づくりに努める。	子育て支援課	○	
			地域包括ケア推進会議に事務局として参加し、生活支援・介護予防部会に所属して活動している。	—	—	—	今後も継続して参加し、各団体の代表者と活発な情報交換・意見交換を行っていく。	生活福祉課（地域福祉担当）	○	
			⑨福祉避難所の設置増（新規） 市内福祉施設との協定締結	—	—	—	引き続き福祉施設との協定締結を進めていく。	危機管理課	○	
5.交通安全体制の充実	障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、利用しやすい標識等の整備充実を図ります。歩道や点字ブロック上の違法駐車や放置自転車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化や市民モラル向上のための広報活動を行います。	①警察と連携し、歩道や点字ブロック上の違法駐輪等の取り締まりを強化する	実施なし	—	—	—	現在、維持管理課にて歩道の整備、管理を行っており、今後もこの流れが継続すると考える。	危機管理課	—	
			市内の巡回時における違法駐輪等の取り締まり	—	—	—	歩道の整備、管理を行う上で違法駐輪等を発見した際には、警察に通報するなどして取り締まりを強化していく。	維持管理課	○	

第3期障がい者福祉長期行動計画進捗状況表 (令和2年度)

筑紫野市

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－1－7）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
1.障がいを理由とした差別の解消の推進	日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた講演会、広報等の啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。 行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づき禁止事項や義務化された事項に基づき、合理的配慮を求められた場合や差別を受けた場合に適切な対応ができるよう市職員に向けた研修等を実施し、対応します。 また、すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう権利擁護の推進に努めます。	⑦合理的配慮の促進（新規）	視覚…声の議会便りのテープ貸与 聴覚…申し出があった場合、手話通訳にて対応	－	テープ貸与10人	－	今後も事業を継続する。	議事課	○	
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	秘書広報課	○	
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	企画政策課	○	
			肢体不自由の職員について、①職員駐車場のエレベーターに最も近い区画を優先的に割り当てた。②身体障がい者が運転できるよう改造した公用車を配備した。③車椅子を使用する職員のために、段差のある出入口にスロープを設置し、共用の備品を手が届きやすい場所に配置した。 新たに会計年度任用職員を任用する過程で、職場環境などで配慮すべき事柄がないか数回にわたり聞き取りを行うことで安心して就労が開始できる体制を整備した。	－	－	－	障がいの種類、程度に応じて本人、職場と十分協議を行いながら合理的配を促進する	人事課	○	
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も状況に応じた対応を心掛けていく。	総務課	○	
			合理的配慮が求められた際には可能な限り対応する。	－	－	－	今後も状況に応じた対応を心掛けていく。	財政課	○	
			情報伝達手段の周知及び検討	－	－	－	防災情報の伝達手段の周知を継続して行い、新たな伝達手段について検討していく。 発災後の避難生活に支障が出ないよう防災出前講座での啓発、福祉避難所の追加等を行っていく。	危機管理課	○	
			庁舎についてはバリアフリーに配慮し、各階に多目的トイレを設置している。さらに、入口近くには「まごころ駐車場」6台を設置している。 また、各種事業において、障がいを理由とした差別の解消、及び合理的配慮の促進に努める。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	管財課	○	
			各隣保館に車イスを配置し、取り組みに参加しやすい環境を作る。	隣保館数4	配置館数4	100%	さらに参加しやすい環境づくりを進める。	人権政策・男女共同参画課	○	
			各コミュニティセンター（7か所）における点字タイル設置、多目的トイレまたは身体障がい者用駐車場などの施設整備	7か所	7か所	100%	引き続き施設整備の点検、整備を行う。	コミュニティ推進課	○	
			視覚や聴覚、身体等何らかの差し障りがある方について、本人の了承を得たうえで代筆や筆談等を職員がサポートし対応している。	－	10回	－	職員の対応力を高めるため、法令等の理解を深め、様々な機会をとらえて資質の向上を図っていく。	市民課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－1－7）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
			納税通知書の宛名に点字テープを利用する。 （実施件数：2件）	－	－	－	納税者からの要望があれば、対応していく。	税務課	○	
			筆談ボードを設置するなど現状を維持するとともに、障がいの種類等に応じた合理的な配慮を提供する。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	収納課	○	
			筆談ボードを設置するなど現状を維持するとともに、障がいの種類等に応じた合理的な配慮を提供する。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	国保年金課	○	
			○食育講演会で手話通訳スタッフを配置 ○カミーリヤフェスティバルエントランスホールイベント（開会式や閉会式等）で手話通訳スタッフを配置。 ○問い合わせ窓口記載時にFAX番号を記載 ○集団健診申込者のうち、介助が必要な方には事前の申し込みはがきで把握 ○健康推進課受付窓口に「耳マーク表示板」を設置 ○健診時、状況に合わせて託児の対象年齢外の方でも託児可能	－	－	－	ホームページの新規作成時に音声ガイド対応にすることを課内職員へ周知徹底をする。	健康推進課	○	
			子どものための教育・保育給付事業 ・保育所の入所調整に際し、障がい者世帯の児童の優先的利用について配慮を行う。 ・一定の収入以下の障がい者世帯について保育料の軽減を行う。	－	－	－	国の制度等を踏まえ、継続して実施する。	子育て支援課（保育担当）	○	
			個一の障がい特性に応じた窓口・電話対応 筑紫野市職員対応要領に基づく相談窓口として、市役所内外の合理的配慮に関する問い合わせに対応している。 車椅子の方への配慮、手話や筆談でのコミュニケーション、知的障がいや精神障がいの方が理解しやすい説明の仕方、その方のペースに合わせるなど、個一の障がいに応じた対応を行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。 また、引き続き朝礼での手話学習を継続する。	生活福祉課	○	
			生活保護相談、暮らしの困りごと相談において、相談者個一の状況に応じた相談体制をとっている。 相談のために来庁することが困難な市民もいるため、訪問による相談ができる体制をとっている。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	保護課	○	
			障がいのある人や家族等への対応について、状況に応じた相談ができるよう努めている。また、合理的配慮への理解を深めるために関係機関との情報交換や関係事業所への情報提供を行っている。	－	－	－	今後も状況に応じた対応に努めるとともに、合理的配慮についての理解を深めるために関係機関との連携を図っていく。	高齢者支援課	○	
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	都市計画課	○	
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	建築課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－1－7）									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	合理的配慮を求められた場合や差別を受けた場合に適切な対応が出来るように関係研修等に積極的に参加する。	土木課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	維持管理課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	合理的な配慮についての理解を深めるための職場研修の実施しており、今後も継続する。	区画整理課	○
			○環境課窓口は2階にあるため、総合案内等に来庁され要請を受けた場合は、職員が相談者の元へ直接出向き、必要な書類の手続きもその場で行うようにしている。 ○指定ごみ袋にエンボス加工を施すことで、視覚障がい者が判別できるようにしている。	－	－	－	市民に配布する啓発冊子等では、音声読み上げ等の配慮ができていないため、配慮の内容を検討する必要がある。 耳の不自由な方のため、粗大ごみの収集依頼をFAXでも行えるようにしている。今後も継続します。	環境課	○
			ホームページを障がい者の方がより見やすくなるよう工夫する	－	－	－	ウェブアクセシビリティの改善を図った。	農政課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	商工観光課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も状況に応じた対応を心がけていく。	上下水道料金総務課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章の読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も状況に応じた対応を心がけていく。	上下水道工務課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も状況に応じた対応を心がけていく。	会計課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	教育政策課	○
			障がいのある児童生徒が合理的な配慮を踏まえた教育を受けることができるように、特別支援学級等を設置し、保護者の意向により入級を認めている。	16校	16校	100%	年々、入級者が増加しており、教室、担任、支援員等の人材や財源等が不足している。	学校教育課	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－1－7）									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
			合理的配慮が求められた際には可能な限り対応する。	－	－	－	今後も状況に応じた対応を心掛けていく。	学校給食課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	生涯学習課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動手段といった対応を、特性に合わせて行う。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心掛けていく。	文化・スポーツ振興課	○
			耳の不自由な人に対する筆談や目の不自由な人に対する文章読み上げ、車いすの人の移動支援といった対応を、特性に合わせておこなう。	－	－	－	今後も、状況に応じた対応を心がけていく	文化財課	○

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－2－3）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
2 交流活動の推進	市や地域において開催される講座や各種行事、スポーツ大会等において障がいのある人もない人も気軽に参加できるよう、情報提供等必要な施策を推進します。 また、障がい者施設や障がい者福祉団体などが行う交流事業や学校教育における体験交流、地域と関係団体や障がいのある人の交流など交流機会の拡充に努めます。	③講座や各種行事、スポーツ大会等に参加交流できる場づくり	議会報告会等への参加しやすい体制づくり	－	－	－	視覚、聴覚が不自由な方に対応する体制になっていない	議事課	－	
			広報紙への掲載依頼があった際には、わかりやすいレイアウト、平易な文章および大きな写真等を採用しながら誰にでも伝わりやすいものにするよう努め、場づくりのための情報提供を行う。	－	－	－	より伝わりやすい広報紙にするための検討を今後も続けていく。	秘書広報課	○	
			実施なし	－	－	－		企画政策課	－	
			実施なし	－	－	－		人事課	－	
			実施なし	－	－	－		総務課	－	
			実施なし	－	－	－		財政課	－	
			実施なし	－	－	－	総合防災訓練等への参加の呼びかけを行う。	危機管理課	－	
			実施なし	－	－	－	令和2年度は該当がなかったが、開催する場合は情報提供や交流機会の拡充に努める。	管財課	－	
			障がい者団体と連携しながら、地域交流促進事業（カーヌ大会・子どもまつり・オータムコンサート）を実施する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により、事業を中止している。	イベント数 3	実施数 0	0%	今後も継続し、さらに連携を図る。	人権政策・男女共同参画課	△	
			各コミュニティ運営協議会に設置された福祉に関わる事業を行う部会との連携	部会数 7	部会数 7	100%	各コミュニティの福祉関係部会と担当レベルでの調整を行い、市との連携が可能な事業を検討していく。	コミュニティ推進課	○	
			実施なし	－	－	－	市で開催される講座や各種行事等で職員が把握できているものは、情報提供できるよう努める。	市民課	－	
			実施なし	－	－	－		税務課	－	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－2－3）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
			実施なし	－	－	－		収納課	－	
			実施なし	－	－	－		国保年金課	－	
			ウォーキングに親しむ機会を設け、市民の健康づくりにつなげることを目的として万葉の里ちくしのウォーキング事業を実施した。チラシの全戸配布など、障がい者を含む市民に広く呼びかけを行う。R2年度は事業中止	－	0	－	年齢や体力に応じてウォーキングコースや企画を複数設定している。	健康推進課	△	
			子育て支援センター・つどいの広場事業 親子教室や育児相談等を行い、就学前の子どもや保護者に遊びや交流の場を提供している。	－	－	－	障がいの有無に関わらず、親子教室や育児相談等の実施を通して、就学前の子どもや保護者に青美や交流の場を提供している。	子育て支援課	○	
			講座や各種行事等の際には、必要があれば手話通訳者を派遣したり、車いすの無料貸し出し（1週間程度）を行い、講座や各種行事に参加しやすい環境づくりを進める。	－	車いす貸し出し数21	－	今後も継続していく。	生活福祉課	○	
			実施なし	－	－	－		保護課	－	
			・単位シニアクラブ及び市シニアクラブ連合会が行う各種事業への活動助成金の交付。 ・介護予防に資する活動を行っている地域団体に対する講師派遣等の活動支援事業。 ・市民協働事業（介護を考える家族の会による介護者のつどい、ミニサロン、相談事業）	－	－	－	・単位シニアクラブ及び市シニアクラブ連合会への助成金の交付を継続する。 ・介護予防活動を継続的にを行っている団体への支援については、健康推進課を主とし、高齢者支援課（地域包括支援センター含む）・社会福祉協議会とで連携を図りながら、長期的に継続できるような支援体制の構築を図っていく。 ・筑紫野市介護を考える家族の会への支援は継続していく。	高齢者支援課	○	
			実施なし	－	－	－		都市計画課	－	
			実施なし	－	－	－		建築課	－	
			実施なし	－	－	－	諸行事等ある場合は参加交流できる場づくりに努める。	土木課	－	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－2－3）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
			実施なし	－	－	－		維持管理課	－	
			実施なし	－	－	－		区画整理課	－	
			講座等への参加希望があった場合には、障がいの有無に関係なく、参加者の個性や要望に応じて最大限講座を楽しんでいただけるような配慮を行う予定である。（令和2年度相談なし）	－	－	－	屋外開催の講座の募集時に介助が必要な方への対応等を明記していないため、受講を断念している可能性がある	環境課	○	
			実施なし	－	－	－		農政課	－	
			実施なし	－	－	－		商工観光課	－	
			実施なし	－	－	－		上下水道料金総務課	－	
			実施なし	－	－	－		上下水道工務課	－	
			実施なし	－	－	－		会計課	－	
			人権・同和問題講演会（年2回実施）の開催時に、手話通訳者・要約筆記者を配置、車いす専用スペースの確保をしている。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から講演会が中止となった。	－	－	－	今後も対応を継続する予定。	教育政策課	△	
			障がいのある児童生徒が、学校生活において開催される各種行事に参加できるよう、各自の障がいの特性に応じた参加の方法を検討し、参加交流できるよう工夫している。	16校	16校	100%	今後とも、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が分け隔てなく参加できるよう、工夫を凝らしながら行事を行っていく。	学校教育課	○	
			対応実績なし	－	－	－	合理的配慮が求められた際には可能な限り対応する。	学校給食課	－	
			パープルブラザフェスタでの対応（点字ブロックを妨げない、車いすの方の動線を確保するなど、障がいのある方でも気軽に参加できるよう対応している。）	－	－	－	合理的配慮が求められた際には可能な限り対応する。	生涯学習課	－	

<基本理念> 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する（全課回答1－2－3）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
			実施なし	－	－	－	講座については、今後どのような工夫が出来るか検討する。ブックスタートについては、点字絵本との交換について周知する。	文化・スポーツ振興課	－	
			実施なし	－	－	－	博物館運営事業における講座や行事について、今後どのような工夫ができるか検討する。文化財保存活用についても今後の取り組みの中で実施につとめる。	文化財課	－	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進 ～福祉サービスの充実～（全課回答2－2－13）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
2.在宅福祉サービスの充実	在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。	⑬公共施設での「耳マーク表示板」設置の推進	窓口に「耳マーク表示板」を設置	1	1	100%	引き続き「耳マーク表示板」及び筆談ボードの設置を継続する。	議事課	○	
			受付窓口に「耳マーク表示板」を設置。	1	1	100%	1セット設置済。今後も、来庁者が不便を感じる事が無いような対応を心掛けていく。	秘書広報課	○	
			実施なし	－	－	－		企画政策課	－	
			実施なし	－	－	－		人事課	－	
			総合案内において、「耳マーク表示板」を設置し、必要に応じて筆談等の対応を行っている。	1	1	100%	今後も継続していく。	総務課	○	
			実施なし	－	－	－		財政課	－	
			窓口に「耳マーク表示板」を設置。災害時の一時避難所には「耳マーク表示板」があるが、二次避難所では準備ができていない。	－	－	－	二次避難所開設時に対応ができるよう準備する。	危機管理課	△	
			窓口に「耳マーク表示版」を設置	1	1	100%	今後も継続していく。	管財課	○	
			各窓口に「耳マーク表示板」を設置	窓口数5	設置数5	100%	今後も継続していく。	人権政策・男女共同参画課	○	
			各コミュニティセンターへ設置	7	7	100%	引き続き設置を行い、破損、汚れなどあった場合には新調する。	コミュニティ推進課	○	
			必要な方が利用しやすいように窓口に「耳マーク」の案内表示を設置している。	1回	1回	100%	今後も継続していく。	市民課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」を設置し、筆談ボードで対応することを周知している。	1	1	100%	筆談ボードの利用はなかったが、今後も継続して対応していく。	税務課	○	
			窓口に「耳マーク」を設置 筆談ボードの設置	1	1	100%	窓口に「耳マーク」を設置 筆談ボードの設置	収納課	○	
			窓口に「耳マーク」を設置 筆談ボードの設置	1	1	100%	窓口に「耳マーク」を設置 筆談ボードの設置	国保年金課	○	
			カミィりや窓口に「耳マーク表示板」設置している。	1	1	100%	引き続き「耳マーク表示板」及び筆談ボードの設置を継続する。	健康推進課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」を設置	1	1	100%	継続して行う	子育て支援課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」を設置	1	1	100%	引き続き「耳マーク表示板」及び筆談ボードの設置を継続する。	生活福祉課	○	
			相談窓口への「耳マーク表示板」の設置	1	1	100%	今後も継続していく。	保護課	○	

<基本理念> 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標2 自立生活を支援する福祉サービスの推進 ～福祉サービスの充実～（全課回答2－2－13）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
			聴覚障がいのある方とのコミュニケーション対応できるよう窓口に筆談ノート・耳マークを設置。	1	1	100%	今後も継続していく。	高齢者支援課	○	
			カウンターに設置	1	1	100%	今後も継続していく。	都市計画課	○	
			カウンターに設置	1	1	100%	今後も継続していく。	建築課	○	
			フロアとして「耳マーク表示板」設置	1	1	100%	窓口に「耳マーク表示板」設置済み	土木課	○	
			カウンターに設置	1	1	100%	今後も継続していく。	維持管理課	○	
			事務所カウンターに「耳マーク表示板」を設置	1	1	100%	今後も継続していく。	区画整理課	○	
			窓口にて、耳マーク表示板を設置し、対応可能であることを積極的に紹介している。	1	1	100%	耳マークのほか、耳の不自由な方のため、粗大ごみの収集依頼をFAXでも行えるようにしている。今後も継続する。	環境課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」を設置	1	1	100%	今後も継続していく。	農政課	○	
			耳マークの設置	1	1	100%	筆談の提案や補聴器を付けている方に対して聞き取りやすいほうから会話するようにする。	商工観光課	○	
			窓口に「耳マーク掲示板」を設置	1	1	100%	今後も継続していく。	上下水道料金総務課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」の設置	1	1	100%	実際に対応したことないので、実践できるようにしておく。	上下水道工務課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」の設置	1	1	100%	今後も継続していく。	会計課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」の設置	1	1	100%	今後も継続していく。	教育政策課	○	
			全校において、筆談できるように紙と鉛筆を常設している。	16校	16校	100%	今後とも体制を維持していく。	学校教育課	○	
			窓口に「耳マーク表示板」の設置	1	1	100%	今後も継続していく。	学校給食課	○	
			生涯学習センターの受付において、筆談や「耳マーク表示板」の設置を行っている。	1	1	100%	引き続き「耳マーク表示板」及び筆談ボードの設置を継続する。	生涯学習課	○	
			カウンターに設置済み	1	1	100%	4つあるカウンターのうちレファレンスカウンターのみに設置してあるため、残りの返却、貸出カウンターにも設置する。	文化・スポーツ振興課	○	
			窓口に「耳マーク表示版」設置し、筆談ボードで対応することを周知している。	1	1	100%	今後も継続していく。	文化財課	○	

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標6 個々の状況に応じた就労支援を行う～雇用・就労の促進～（全課回答6－2－6）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
2. 多様な雇用・就労の促進	障がいのある人が就労できるよう、商工会や、ハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めるとともに、障がいの特性に応じた訓練の場の提供、さまざまな勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。また、働く意欲や能力がある障がいのある人の就労の機会を拡大するため、引き続き市職員の採用については、障がい者雇用率を遵守するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月から施行されたことから、市の業務委託や物品の調達について方針を策定し、障がい者施設からの調達を推進します。	⑥ 障がい者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進（新規）	実施なし	—	—	—		議事課	—	
			実施なし	—	—	—	新たに業務委託や物品の調達が必要となったときには、可能かどうか検討するように努める。	秘書広報課	—	
			実施なし	—	—	—		企画政策課	—	
			実施なし	—	—	—	該当する場合には積極的に検討する。	人事課	—	
			切手・葉書・レターパックの購入（社会福祉法人さるびあ会（ヤマザキショップ筑紫野市役所店さるびあ作業所））	—	—	—	今後も継続して実施する。	総務課	○	
			実施なし	—	—	—		財政課	—	
			実施なし	—	—	—	業務委託を要する業務等が発生した場合には検討する。	危機管理課	—	
			・市有地の適切な維持管理（草刈）（天心園・さるびあ作業所） ・市庁舎売店運営事業（さるびあ会）	—	—	—	・市有地の草刈業務については、障がい者施設に委託するよう努めている。 ・市庁舎売店運営事業の選定にあたっては、「障がい者雇用」も評価項目に加えている。	管財課	○	
			各職場において、障がい者施設からの物販チラシの回覧を行う。	職場数 5	実施数 5	100%	今後も継続して対応するとともに、関係施設との更なる情報共有を図る。	人権政策・男女共同参画課	○	
			障がい者就労施設等の行政財産使用件数（コミセンへの自動販売機設置等）	7か所	6か所	86%	行政財産使用を含め、今後も継続して協力ができるよう調整を行う。	コミュニティ推進課	○	
			実施なし	—	—	—	今後、該当がある場合は施策に配慮して検討する。	市民課	—	
			実施なし	—	—	—		税務課	—	
			該当なし	—	—	—		収納課	—	
			該当なし	—	—	—	令和元年度の実績はないが、委託できる業務や物品については、積極的に活用する。	国保年金課	—	
			令和2年度の花壇植え込み業務を障がい者就労施設等に一部委託した。	—	—	—	今後も業務ごとに障がい者施設等へ委託できるものについては、委託を検討する。	健康推進課	○	

<基本理念> 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標6 個々の状況に応じた就労支援を行う～雇用・就労の促進～（全課回答6－2－6）									
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価
			実施なし	－	－	－	業務委託や物品の調達先として障がい者就労施設等の選定を推進する	子育て支援課	－
			実施なし	－	－	－	障がい者就労施設等への業務委託や物品調達ができる事務があれば、積極的に活用していく。また、物品調達法についてや、各障がい者施設がどのような業務や物品を調達できるのかを全課に周知し、利用を推進していく必要がある。	生活福祉課	－
			実施なし	－	－	－		保護課	－
			軽易な役務（定型的な印刷物の発注等）の依頼（コロニー印刷）	2回	5回	200%	業務委託については、高齢者支援課では障がい者等就業施設に委託できる一般的な内容の業務が多くはないが、今後も機会の提供に努めたい。	高齢者支援課	○
			実施なし	－	－	－		都市計画課	－
			実施なし	－	－	－		建築課	－
			実施なし	－	－	－	障がい者就労施設等への業務委託や物品の調達が必要な場合には推進に努める。	土木課	－
			ゴミ回収等の業務を委託（天心園）	－	－	－	今後も継続して実施する。	維持管理課	○
			実施なし	－	－	－		区画整理課	－
			発行する啓発冊子などは、障がいのある方を雇用した社会福祉法人に印刷・製本を発注し、障がい者就労施設等への物品調達を推進した。	－	－	－	更なる積極的活用を行いたい。	環境課	○
			実施なし	－	－	－		農政課	－
			実施なし	－	－	－		商工観光課	－
			実施なし	－	－	－		上下水道料金総務課	－
			実施なし	－	－	－	専門知識・技術を要する業務が多いため、行えていない。	上下水道工務課	－

＜基本理念＞ 地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの

基本目標6 個々の状況に応じた就労支援を行う～雇用・就労の促進～（全課回答6－2－6）										
基本施策	施策の方向性	施策・事業	具体的な事務事業の内容及び成果	目標値	実績	達成度	課題・方向性	担当課／実施主体	評価	
			実施なし	－	－	－		会計課	－	
			実施なし	－	－	－		教育政策課	－	
			実施なし	－	－	－		学校教育課	－	
			市内の社会福祉法人から、学校給食用物資（豆乳）を複数回調達した。 （令和2年度も実績あり）	－	－	－	地場産の材料を使用していたり、供給価格が適正であるなど学校給食として適していれば今後も継続する。	学校給食課	○	
			実施なし	－	－	－		生涯学習課	－	
			・図書館周辺の植木の剪定などを委託（天心園） ・人形劇まつりボランティアスタッフへの昼食（パン）を調達（天心園） ・スポレクフェスタ、天拝山ロードレース大会の出店ブースにて、パンの販売（天心園）	－	－	－	今後も継続して委託する。 物品の調達を障がい者就労施設等にできないか検討する。	文化・スポーツ振興課	○	
			博物館周辺の植木の剪定などを委託（天心園）	1	1	100%	今後も継続して委託する。 専門知識・技術を要する業務については、難しい	文化財課	○	